

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第5条 津波による損傷の防止 (耐津波設計方針))

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-4
提出年月日	令和5年10月16日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
210902-05	1	防潮堤端部の地山について、地震時の斜面安定性や津波の遡上による影響等を今後整理の上、説明すること。 【第376回ヒアリング 防潮堤の設計方針について】	R3.9.2	後日回答予定		端部地山が津波に対する障壁になるかについて、『第5条_耐津波設計方針』において、入力津波高さ及び地形を踏まえて説明する。		基準津波・基準地震動確定後
220214-03	2	防潮堤への漂流物の影響について、防潮堤前面に入構に使うルートや駐車場がある場合、車両(保安パトロール車含む)が漂流物となり得ることから、発電所での車両の緊急退避の運用を含め、耐津波設計方針において整理して説明すること。 【第380回ヒアリング 防潮堤の設計方針について】	R4.2.14	後日回答予定		今後、業務用車両等の漂流物影響については、防潮堤構造設計として見込む衝突荷重を超えないよう対策・運用を講じる方針であり、漂流物調査方針、調査結果、漂流防止のための対策・運用等を含め、『第5条_耐津波設計方針』においてご説明する。		R5.11
220613-01	3	(図1.2-1) 堀株川付近のS字の沼状の箇所について、津波遡上の影響の有無を整理し説明すること。	R4.6.13	回答済	R4.9.12 ヒアリング	津波遡上解析における当該地形は、適切にモデル化していることから、津波遡上解析に与える影響がないことを記載した。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.1）」 ■添付資料2「津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて」 p.5条-別添1-添付2-12	
220613-02	4	敷地周辺海域に設置予定の構造物（例えば風力発電設備）の有無を調査し、整理した結果の配置図等への反映の要否を検討すること。風力発電設備の設置計画等については、自治体等に確認した結果も踏まえて整理すること。	R4.6.13	回答済	R4.10.17 ヒアリング	洋上風力発電設備を含め、漂流物調査範囲内に新たに設置される人工構造物については、定期的（1回/年）に調査及び評価を実施する方針であることを審査まとめ資料に反映した。 現在、自治体が計画中の洋上風力については、泊発電所周辺10km以内に風力発電機等は設置しない方針であることから、漂流物調査範囲内に設置されることはない。	第400回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.3）」 ■別添1 2.5項 5条-別添1-II-2-86	
220613-03	5	敷地周辺海域における堀株側の外海に面している範囲で操業する漁船がないのか等、漂流物として考慮すべき対象物を確認し、整理して説明すること。	R4.6.13	回答済	R4.10.17 ヒアリング	漂流物として考慮すべき敷地周辺海域で操業する漁船の有無や漁船の仕様等を審査まとめ資料に反映した。	第400回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.3）」 ■別添1 2.5項 5条-別添1-II-2-145～148	
220613-04	6	敷地北側及び南側において、津波の遡上を阻害する斜面が存在しないかについて、地質構造等も踏まえて整理し説明すること。 敷地北側については、茶津川に遡上する津波高さも踏まえ、地山が津波の敷地への到達に対する障壁となっていないか、整理して説明すること。	R4.6.13	回答済	R4.10.12 ヒアリング	防潮堤両端部は地山（茶津側、堀株側）に擦り付き、その地山は津波防護上の障壁となっている。 敷地北側については、茶津川に遡上する津波高さ等も含めて示し、地山が津波の敷地への到達に対する障壁となっていることを地質構造等も踏まえてまとめ資料に反映した。	(R5.10.12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p.21 (R5.10.12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」 p.5条-別添1-添付3-62～107	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220613-05	7	(P24) 岩内港についての記載に関し、定期的なフェリー航路以外の情報が不足していることから、岩内港への定期船舶ではないクルーズ船や作業船などの寄港実績、航行実績及び航路を調査し、資料に反映すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 10. 17 ヒアリング	海上保安庁等へ聞き取り調査や資料調査の結果を踏まえ、定期船舶ではない船舶の航行実績や船舶の仕様等を審査まとめ資料に反映した。	第400回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.3）」 ■別添1 2.5項 5条-別添1-II-2-145~146	
220613-06	8	(P. 22) T.P. +10.0m 盤集水樹に設置・保管されている放射性物質吸着剤については、重大事故等に対処するため必要な機能を明確にした上で、津波や溢水によって必要な機能が失われないことを説明すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	放射性物質吸着剤は、重大事故等発生時に放水砲の使用により放射性物質を含んだ汚染水が発生した際、海洋への放射性物質の拡散を抑制する目的で設置する。通常排水時は流路切替ゲートが開放されており、放射性物質吸着剤は接液しないが、放水砲等使用時はゲートが閉鎖され、放射性物質吸着剤を通して排水することで液中の放射性物質を吸着する。従つて、屋外における溢水により、T.P. +10.0m盤集水樹が没水した場合であっても、放射性物質吸着剤は水中での使用を想定した設計であることから、津波や溢水によって重大事故に対処するために必要な機能は失われることはない。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 添付1 図6 p. 5条-別添1-添付1-59 ■別添1 1.2項 p. 5条-別添1-II-1-22 ■別添1 3.4項 p. 5条-別添1-II-3-22	
220613-07	9	「地震・津波による地形等の変化に係る評価」について、以下に示す項目に対し、泊のサイトの敷地の特徴を踏まえた影響の有無を説明すること。 ・防潮堤前面の護岸の形状、仕様、設置状況（岩着支持の有無）等を示した上で、地震による護岸の損傷が遡上解析結果に与える影響を整理し、説明すること。 ・防波堤について、遡上解析のモデルと異なる形状の腹付工による補強により現状の形状を変更するのであれば、その腹付工による補強が津波の遡上解析結果に与える影響について整理し、説明すること。 ・地震によって海底の砂層が液状化により沈下した場合の海底地形の変化が、遡上解析結果に与える影響について整理し説明すること。 ・残置する防潮堤等を撤去した跡地含めた敷地について、津波による洗堀の影響について整理し説明すること。 ・敷地周辺の斜面について、基準津波側で実施している陸上地すべりの調査結果及び防災科研の地すべり地形データベースを踏まえ、地すべり地形を抽出したうえで、地すべりの結果により生じる地形の変化が遡上解析結果に与える影響を整理し、説明すること。	R4. 6. 13	回答済	R5. 5. 22 ヒアリング	「地震・津波による地形等の変化に係る評価」について、以下に示す項目に対し、サイトの敷地の特徴を踏まえた影響の有無に関する検討方針を記載した。 ・防潮堤前面の護岸の形状、仕様、設置状況（岩着支持の有無）等については2.a(b)ニに一部提示する。今後、地震による護岸の損傷が遡上解析結果に与える影響を整理し、ご説明する。 ・防波堤については腹付工による補強は実施しない方針とする。 ・地震によって海底の砂層が液状化により沈下した場合、津波水位が下降し、防潮堤及びアクセスルートトンネルへの影響は保守的となると考えられるものの、専用港内は取水口前面の海底地盤であるため、取水性に影響を与える可能性がある。 ・津波による洗堀の影響がないよう、残置する防潮堤等を撤去した跡地含めた敷地について、コンクリート舗装及びアスファルト舗装の対策工を行う。 ・敷地周辺の斜面について、第6条で実施している陸上地滑りの調査結果及び防災科学技術研究所の地滑り地形データベースを踏まえ、地滑り地形を抽出した。今後、地滑りの結果により生じる地形の変化が遡上解析結果に与える影響を整理し、ご説明する。	第520回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.18）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-68~73, 77~84, 97~104, 120~122	2023年8月

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220613-08	10	図1.4-1の水位変動に関する評価項目について、水位を抽出する範囲の根拠を整理し説明すること。 放水口の範囲の根拠については、津波の高さを踏まえ、放水口位置だけではなく放水池からの津波の流入も考慮した場合の影響について整理を行った上で説明すること。	R4. 6. 13	一部説明済		図1.4-1の水位変動に関する評価項目について、水位を抽出する範囲の根拠を整理し説明する。 放水口の範囲の根拠については、津波の高さを踏まえ、放水口位置だけではなく放水池からの津波の流入も考慮した場合の影響について整理を行った上でご説明する。		2023年11月
220613-09	11	(5条-別添1-II-1-33, 34) 1/2号の海水戻りライン逆止弁について、設計に必要な評価荷重を整理した上で、入力津波の設定位置を説明すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	1/2号の海水戻りライン逆止弁の評価荷重は、当該弁設置位置での津波荷重（静水圧）を考慮するものとし、入力津波の設定位置は、1, 2号炉の放水ピット位置で設定する。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 1.4項 p.5条-別添1-II-1-34	
220613-10	12	図2.2-20で示される「閉塞コンクリート」について、閉塞コンクリートに求められる機能を整理すること。その上で、閉塞コンクリートに求められる機能が敷地への流入防止と同様である場合は、閉塞コンクリートを浸水防止設備と同様の設計とすることの要否及び閉塞コンクリート位置における入力津波の設定の要否を整理し、説明すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	1号及び2号炉の放水ピットにおいては、放水路のトレーン分離用ゲート設置のための立坑及び上部開口部が存在するが、原子炉補機冷却海水放水路内へ放水ピットと原子炉補機冷却海水系統配管を繋ぐ配管を設置することでトレーン分離開口部としての機能を喪失させるため、上部開口部をコンクリートで閉塞する。 閉塞コンクリートは、放水ピット躯体と同等以上の厚さを確保し、鉄筋により放水ピット躯体と一体化する。また、上部を保護コンクリート及び土砂により埋め戻す。そのため、設計基準対象施設の津波防護対象設備を設置する敷地への津波の流入経路とならない。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 2.2項 p.5条-別添1-II-2-20	
220613-11	13	津波が襲来している状態であって海水戻りライン逆止弁が閉じている状態において、原子炉建屋からの海へ放水される海水が、ラブチャディスクを経由敷地内に放水された場合の津波防護の考え方について、原子炉補機海水系の通常時の運用及び逆止弁閉時の運用の関係並びに敷地内の放水位置を踏まえたうえで整理し、説明すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	原子炉補機海水系の通常時の運用及び逆止弁閉時の運用の関係並びに、敷地内の放水位置を明示した図を追加した。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 2.4項 p.5条-別添1-II-2-51	
220613-12	14	放水ピットをコンクリートと埋戻土で閉塞することによる海水戻りライン逆止弁およびラブチャディスクへ与える影響について、整理し説明すること。（押し波で満水になった後に、引き波で負圧になることの影響など）	R4. 6. 13	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	放水ピットをコンクリートと埋戻土で閉塞することによる海水戻りライン逆止弁およびラブチャディスクへ与える影響について、資料2-1「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No.14）」の通り整理した。	—	
220613-13	15	潮位およびデータ分析期間時期の設定について、近年のデータを用いないとした理由について整理し、説明すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	潮位およびデータ分析期間時期の設定について、近年のデータを用いない理由を記載した。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 p.5条-別添1-II-1-41	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220613 -14	16	地殻変動の考慮について、地震後の余効変動も含めて、隆起、沈降を入力津波でどのように取扱うか考え方を整理すること。	R4. 6. 13	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	地震による地殻変動について、津波波源となる地震による影響を考慮するとともに、津波が起きる前に基準地震動Ssの震源となる敷地周辺の活断層から想定される地震が発生した場合を想定した検討も行う。地殻変動量の算出に当たっては、Mansinha and Smylie(1987)の方法を用い、上昇側の水位変動に対しては、沈降量を考慮して上昇側水位を設定し、下降側の水位変動に対しては、隆起量を考慮して下降側水位を設定する。なお、文献に基づき、地震後の余効変動が津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことはない旨を資料に示した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■1.5「水位変動・地殻変動の考慮」 p. 5条-別添1-II-1-60～69	
220613 -15	17	(別添1-II-1-50) 入力津波の設定について、先行プラントにおける入力津波の数値解析上の不確かさ（基準津波検討過程単体組み合わせ等）を含めた考え方も踏まえ、泊のサイトの特徴を踏まえた考え方を整理し説明すること。	R4. 6. 13	後日回答予定		入力津波の設定について、先行プラントにおける入力津波の数値解析上の不確かさ（基準津波検討過程単体組み合わせ等）を含めた考え方も踏まえ、サイトの特徴を踏まえた考え方を整理しご説明する。		2023年11月
220630 -01	18	経路からの津波に対し、バウンダリを維持する範囲を整理して説明すること。また、当該範囲及び浸水範囲を明確に図に反映すること。	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	経路からの津波に対して、バウンダリを維持する範囲について整理して記載した。バウンダリ設定の考え方について、資料2-2「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 18, 19）」の通り整理した。	第394回ヒアリング 資料5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 1）』 ■別添1 2.2項 p. 5条-別添1-II-2-13, 15, 17	
220630 -02	19	循環水ポンプや海水取水ポンプが基準地震動Ssで破損するのであれば、その漏水に対して、どこでバウンダリを形成するのかサイトの特徴も踏まえて防護上の基本的な概念（方針）を明確にすること。 (バウンダリの形成を考える場合、備える必要のある事象として、地震によりバウンダリを構成する一部の外郭が損傷し、その後に津波が来た場合や地震の損傷を修復中に津波が来る場合が想定される。)	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	バウンダリ設定の考え方について、資料2-2「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 18, 19）」の通り整理した。	—	
220630 -03	20	1/2号炉の循環水ポンプエリアから、1/2号炉の敷地、地下トレーニング等を通じて、3号炉の敷地及び3号機側で防護が必要な建屋や設備へ水が伝播することが無いように考慮されていることを説明すること。（1/2号炉の循環水ポンプエリアと同様に、1/2号炉のタービン建屋や原子炉補助建屋を経由して流入し、3号炉の敷地に流入する可能性がないのか確認すること。）	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	泊発電所敷地内における地下ダクトのつながりを考慮し、津波の浸水防護重点化範囲への伝播に関して、資料2-3「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 20, 24）」の通り整理した。	—	
220630 -04	21	1/2号炉の循環水ポンプ出口埋設管について、仕様等を明確化した上で、遡上した津波が敷地に及ぼす影響を確認すること。	R4. 6. 30	後日回答予定		1/2号炉の循環水ポンプ出口埋設管について、仕様等を明確化した上で、遡上した津波が敷地に及ぼす影響を確認しご説明する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220630-05	22	1, 2号炉及び3号炉における取水ピットスクリーン室に隣接した施設（トラッシュピット等）がある場合は、隣接した施設を図に明示した上で、隣接した施設と溢水防止壁との関係を再整理し、隣接した施設が津波の敷地への流入経路とならないか整理し、説明すること。（なお、1/2号炉はトラッシュピットが反映されているので3号炉も同様に記載すること）（トラッシュピットも溢水防止壁で囲う範囲とする場合、溢水防止壁の範囲を正確に図示すること）	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	トラッシュピットも含めて防水壁で囲われており、トラッシュピット経由で流入した津波は防水壁の内側に収まることから、図を適正化した。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 2.2項 p. 5条-別添1-II-2-15	
220630-06	23	取水ピットスクリーン室の溢水防止壁については、水密扉部等を含めて、構造的に成立することとの目途について説明すること。	R4. 6. 30	後日回答予定		防水壁が構造的に成立することの評価方針について、今後ご説明する。		2023年11月
220630-07	24	外郭防護及び内郭防護における浸水経路に係る議論に資するため、どのような地下の構造物があり、各々がどのように接続されているのか等、図面等で整理し説明すること。 特に、3号炉取水ピットポンプ室の海水取水ポンプの系統を収めるために設置されるトレンチ（タービン建屋行きと海水淡水化設備建屋行き）は、内郭防護との関連から確実に明示すること。	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	泊発電所敷地内における地下ダクトのつながりを考慮し、津波の浸水防護重点化範囲への伝播に関して、資料2-3「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 20, 24）」の通り整理した。	—	
220630-08	25	図2.2-24/26に関して、タービン建屋及び給排水処理建屋への流入に対する考え方について、外郭防護の観点から整理して今後説明すること。	R4. 6. 30	回答済	R5. 6. 26 ヒアリング	1, 2号炉放水路に逆流防止設備を設置し、タービン建屋及び給排水処理建屋に津波を流入させない方針とした。	第544回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.24）』 p. 5条-別添1-II-2-41～45	2023年10月
220630-09	26	（パワーポイント資料41ページ）集水枠や出口枠を通じて漂砂や漂流物が流入・堆積し、逆流防止装置の開閉を阻害することがないことを説明すること。（説明の際には、想定される瓦礫や漂流物の想定等、先行サイトの女川を参考とすること。）	R4. 6. 30	後日回答予定		集水枠や出口枠を通じて漂砂や漂流物が流入・堆積し、逆流防止装置の開閉を阻害することがないことをご説明する。		2023年11月
220630-10	27	（5条-別添1-II-2-32）浸水防止蓋が人力で**分以内に開閉可能な構造とする必要性について、浸水防止蓋の目的や用途を記載し、溢水防止壁との違いを示すこと。	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	浸水防止蓋は、通常は閉止状態であり、定期検査において原子炉補機冷却海水ポンプの点検で出入する際に開放することを資料に反映した。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 4.2項 p. 5条-別添1-II-4-28	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220630-11	28	海水ポンプや循環水ポンプの保守点検で使う循環水ポンプ建屋内の天井クレーン及び循環水ポンプ建屋について、地震時の海水ポンプ及び循環水ポンプ配管（地震起因の溢水）に対する波及的影響を説明すること。 （例えば、落下等しないのであれば4条の波及的影響で落下等しないことを示すことで足りるかもしれないが、落下等により影響を与えるのであれば5条側でその影響を説明する必要がある）	R4. 6. 30	回答済	R4. 9. 12 ヒアリング	海水ポンプ保守点検用クレーンについては、地震による波及的影響がないよう耐震性を有する設計とする。循環水ポンプ保守点検用クレーンについては、ポンプ点検時以外は落下影響範囲外で待機することから、地震による循環水ポンプ等への影響はない。 また、基準地震動と基準津波が重畳する確率は十分低いと考えられるが、実際には、基準地震動により損傷が発生したとしても速やかに津波流入経路を閉止する処置を行うことから津波防護は維持することができると考えられる。	—	
220630-12	29	浸水想定範囲の抽出は、1/2号炉側も含めて網羅的に抽出した上で、3号炉に対して影響が無いとしている考え方を今後説明すること。	R4. 6. 30	後日回答予定		1/2号炉についても取水、放水設備の構造上の特徴等を考慮して漏水可能性を検討し浸水想定範囲を抽出する方針としますが、入力津波の解析結果を踏まえ、まとめ資料に反映する。	—	2024年2月
220630-13	30	各建屋において流入を想定している箇所の詳細（位置、高さ等）及び隣接する浸水防護重点化範囲に対するクライテリアを今後説明すること。	R4. 6. 30	一部説明済		津波の流入経路や隣接する浸水防護重点化範囲との位置関係を明確化した図を審査まとめ資料に反映した。 隣接する浸水防護重点化範囲に対するクライテリアについて、今後ご説明する。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.1）」 ■別添1 2, 4項 p. 5条-別添1-II-2-49～50, 52～53	2024年2月
220630-14	31	電気建屋内の1次系放水ピットや接続配管の耐震性有無を整理した上で、浸水防護重点化範囲に及ぼす影響を説明すること。	R4. 6. 30	一部説明済		3号炉1次系放水ピット及び、1次系放水ピットに接続された配管については、耐震Cクラス設計であり基準地震動Ssに対して破損する可能性がある。 【外郭防護】 外郭防護1の観点では、3号放水ピット及び補機放水路から週上した津波が、1次系放水ピットに流入し、1次系放水ピットに設けられたか開口から敷地に津波が流出する可能性があるが、3号炉原子炉補機冷却海水放水路に、3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備を浸水防止設備として追加で設置する方針に変更することから、津波が1次系放水ピットから敷地に流入することはない。 【内郭防護】 内郭防護の観点では、3号放水ピット及び補機放水路から週上した津波及び地下ダクトから伝播した溢水が電気建屋に流入し、その他の溢水（機器・配管の保有水や地下水）と合算され、電気建屋内に滞留するが、隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋・原子炉補助建屋）との境界には、必要に応じて浸水防止設備を設置することから、津波が浸水防護重点化範囲に影響を及ぼすことはありません。 浸水防護重点化範囲との境界に設置する浸水防護設備の詳細については、今後ご説明する。	—	2024年2月

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220630-15	32	図2.4-10及び図2.4-12について、隣接する3号炉の浸水防護重点化範囲について確認すること。	R4.6.30	回答済	R4.9.12 ヒアリング	津波の流入が想定される箇所と浸水防護重点化範囲は隣接しているが、地下ダクトを通じて浸水防護重点化範囲である原子炉建屋、原子炉補助建屋、循環水ポンプ建屋(原子炉補機冷却海水ポンプエリア、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室、原子炉補機冷却海水管ダクト)と繋がっている。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.1)」 ■別添1-2,4項 p.5条-別添1-II-2-52~53	
220630-16	33	外郭防護において1次系放水ピットをバウンダリとして設定し、1次系放水ピットに貫通部止水処置を行う場合、当該貫通部止水処置が浸水防護設備に該当しないか整理し、説明すること。	R4.6.30	回答済	R4.9.12 ヒアリング	1次系放水ピット周辺の外郭防護における津波バウンダリを維持する範囲と貫通部止水処置の扱いについて整理した結果について、資料2-4「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料(No.33)」の通り整理した。	—	
220630-17	34	入力津波による評価を行った結果、1次系放水ピット部を除く電気建屋内に津波の流入が生じない場合は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋と電気建屋との境界にある水密扉等の申請上の扱いを整理し説明すること。(津波の流入がない場合は、9条の溢水事象(津波重畠なし)という扱いとなるかも含めて整理が必要)	R4.6.30	一部説明済		電気建屋と隣接する浸水防護重点化範囲(原子炉建屋及び原子炉補助建屋)との境界に設置された水密扉等は、浸水防止設備として扱うことを想定している。 また、9条の内部溢水評価上も溢水の伝搬防止を期待する設備となっている。	—	2024年2月
220630-18	35	(5条-別添1-II-2-48) 循環水配管伸縮継手の破断による溢水については、循環水管継手の破損、循環水ポンプ出口弁の急閉止防止対策等を含めた、5条(耐津波設計)としての津波の流入評価で考慮する条件及び9条(内部溢水)としての溢水量評価の条件の同じ点、相違点を明確にし、浸水範囲及び浸水量を保守的に想定していることを説明すること。	R4.6.30	後日回答予定		津波の流入評価で考慮する条件及び9条(内部溢水)としての溢水量評価の条件の同じ点、相違点を明確にし、浸水範囲及び浸水量を保守的に想定していることについては、後日回答致します。	—	2024年2月
220630-19	36	(5条-別添1-II-2-48) 地下水排水設備の機能を期待していない建屋(タービン建屋、電気建屋及び循環水ポンプ建屋)における地下水の流入について、先行審査実績を踏まえて整理すること。(全般)建屋床面や地表面にエレベーションを記入し、水位との関係を分かり易くすること。	R4.6.30	一部説明済		地下水排水設備の機能を期待していない建屋における地下水の流入について整理し、ご説明する。 建屋床面レベル、地表面レベル、水位等の関係がわかる図を審査まとめ資料に追加した。	第394回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r.3.1)」 ■別添1-2,4項 p.5条-別添1-II-2-48~50 ■添付資料8「内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲、浸水量について」 p.5条-別添1-添付8-19,23	2024年2月
220630-20	37	溢水量評価の計算プロセスについて、今後説明すること。(循環水配管伸縮継手の破断時の溢水評価における、取水口・放水口のそれぞれからの津波流入を考慮する方法など)	R4.6.30	後日回答予定		溢水量評価の計算プロセスについては、今後ご説明する。	—	2024年2月
220630-21	38	(5条-別添1-II-2-58) 評価対象位置と異なる位置の入力津波の時刻歴波形を評価に用いる場合は、津波高さや時刻歴波形の妥当性又は保守性について今後説明すること。	R4.6.30	後日回答予定		評価対象位置と異なる位置の入力津波の時刻歴波形を評価に用いる場合は、津波高さや時刻歴波形の妥当性又は保守性について今後説明する。	—	2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220630-22	39	(5条-別添1-II-2-48) 所内用水配管、所内空気配管の津波防護上の扱いについて先行審査実績を踏まえ整理し、説明すること。	R4. 6. 30	回答済	R5. 6. 26 ヒアリング	所内用水配管、所内空気配管の津波防護上の扱いについて先行審査実績を踏まえ、津波の流入経路として選定し、原子炉補機冷却海水ポンプエリアと取水ピットスクリーン室の境界壁を貫通する配管について、津波の流入経路となり得る部分を撤去することで津波の原子炉補機冷却海水ポンプエリアへの流入の可能性がないことを記載した。	第544回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 24）』 p. 5条-別添1-II-2-18～19	
220912-01	40	P13 貯留堰を下回る時間に関する評価項目のうち取水口（下降側）の評価において「パルスを考慮しない時間」の扱いについて入力津波解析にどのように考慮するか、先行実績を踏まえて説明すること。	R4. 9. 12	回答済	R5. 2. 2 審査会合	第1111回審査会合 資料1-1-1において、貯留堰を下回る時間に関して評価方法を説明し、先行と同様である旨を回答した。	第1111回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 76, 77	
220912-02	41	大津波警報時のポンプ停止運用については、循環水ポンプだけでなく海水取水ポンプについても整理し説明すること。	R4. 9. 12	回答済	R4. 11. 21 ヒアリング	大津波警報時のポンプ停止運用について、海水取水ポンプは貯留水量に影響しない旨を追記した。	第410, 412回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 5）」 ■別添1 2, 5項 p. 5条-別添1-II-2-76～77	
220912-03	42	耐津波設計方針の審査ガイド（3.2基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域）を踏まえ、河川を含む敷地に遡上する可能性のある経路や障壁となる地形等（地山等）の泊発電所の敷地の特徴を整理し、資料に反映した上でこれらの要因が入力津波の解析に与える影響を説明すること。	R4. 9. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	耐津波設計方針の審査ガイド（3.2基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域）を踏まえ、河川を含む敷地に遡上する可能性のある経路や障壁となる地形等（地山等）の泊発電所の敷地の特徴を整理し、資料に反映した。 また、審査ガイドに記載されている確認内容に基づき、これらの要因が入力津波の解析に与える影響を整理した。	（R5. 10. 12）ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 8～34 （R5. 10. 12）ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」 全般	
220912-04	43	P20 1960年代の潮位観測記録を用いている理由を記載するとともに、潮位のばらつきについても1960年代の観測記録を用いた場合の影響について説明すること。 「潮位のばらつきに対する考慮方法」の図に使用データの年代がわかるように、年代を記載すること。	R4. 9. 12	回答済	R4. 11. 15 ヒアリング	観測開始時約5ヵ年（1971年3月～1975年12月）の整理結果を踏まえたうえで、潮位のばらつきを整理した。 「潮位のばらつき考慮の考え方」について、使用データの年代を記載した。	第410, 412回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 5）」 ■別添1 1. 5項 p. 5条-別添1-II-1-44, 50	
220912-05	44	P21 高潮ハザード期待値T.P. +1.03mと入力津波で考慮した朔望平均満潮位のT.P. +0.26mに、潮位のばらつきとして0.12mを考慮したT.P. +0.38mとの差分0.65mを外郭防護の裕度としているが、2018年以降の最新データを踏まえても0.65mが裕度設定として妥当であることを説明すること。	R4. 9. 12	回答済	R5. 5. 22 ヒアリング	前提として、高潮ハザード期待値T.P. 1.03mと入力津波で考慮した朔望平均満潮位のT.P. 0.26mに、潮位のばらつきとして0.14mを考慮したT.P. 0.40mとの差分0.63mを外郭防護の裕度とする。2018年以降の最新データを含む過去51年（1971年～2021年）の高潮ハザード期待値はT.P. 1.02mであり、過去48年（1971年～2018年）の期待値T.P. 1.03mを下回る。また、最新5ヵ年（2017年1月～2021年12月）の朔望平均満潮位T.P. 0.28mに、潮位のばらつき0.11mを考慮するとT.P. 0.39mであるため、外郭防護の裕度設定は妥当である。	第520回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 18）』 ■添付資料6「入力津波に用いる潮位条件について」 p. 5条-別添1-添付6-1～14	
220912-06	45	p34 3号機放水ピットに施工を計画している流路縮小工について既設系統への影響、水密性、津波突き上げ荷重に対する浸水防護の設計コンセプトを含めて許可の段階で構造の成立性の見通しについて説明すること。	R4. 9. 12	一部説明済		3号機放水ピットに施工を計画している流路縮小工の既設系統への影響について、資料3-2「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 45）」の通り整理した。 水密性、津波突き上げ荷重に対する浸水防護の設計コンセプトを含めて許可の段階で構造の成立性の見通しについては今後ご説明する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220912-07	46	p45 3号CWPの上部開口部からSWP側へ浸水する可能性について入力津波解析確定後に対策要否を説明すること。対策が必要であればその対策についても説明すること。	R4.9.12	後日回答予定		3号CWPの上部開口部からSWP側へ浸水する可能性について、入力津波解析確定後に、対策の要否と内容についてご説明する。		2024年2月
220912-08	47	p36 屋外排水路については地震時の健全性等を考慮した設計とすることを含めて、発生する事象と対象条文を明確化し要求事項に対する設備区分を整理したうえで、今後の審査で条文適合について説明すること。(防潮堤を貫通する排水管路・フラップゲート・敷地内排水路の要求事項の明確化)	R4.9.12	後日回答予定		屋外排水路について、発生する事象と対象条文を明確化し要求事項に対する設備区分を整理し、条文適合について今後ご説明する。		2024年2月
220912-09	48	p48 ラブチャディスクの設計に関して、その役割、設置の必要性及び設定圧について整理して説明すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	ラブチャディスクの役割、必要性及び設定圧の考え方について、資料3-3「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料(No.48)」の通り整理した。	—	
220912-10	49	p40 ドレンライン逆止弁について津波来襲時の異物の噛み込みに対する考え方を整理して説明すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	先行の審査実績を踏まえ、別添1の2.3(外郭防護2)にドレンライン逆止弁の固着発生等への配慮について追記した。	第410,412回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条津波による損傷の防止(DB05 r.3.5)」 ■別添1 2.3項 p.5条-別添1-II-2-47	
220912-11	50	流路縮小工については先行審査実績との差異や元の構造の設計の考え方を踏まえ、循環水系統や原子炉補機冷却海水系統等に求められる機能に影響を与えないことを説明すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	流路縮小工が、循環水系統や原子炉補機冷却海水系統等に求められる機能に影響を与えないことを、資料3-2「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料(No.50)」の通り整理した。	—	
220912-12	51	閉塞コンクリートについては先行審査実績を踏まえ、基準適合上の位置付け、施設の位置付け、系統への影響を整理して説明すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	閉塞コンクリートの基準適合上の位置付け、施設の位置付け及び系統への影響について、資料3-4「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料(No.51)」の通り整理した。	—	
220912-13	52	5条-59 貯留堰前面に設置する衝突防止工について、施設の位置付けを整理して説明すること。また、必要に応じ、主要仕様に記載を反映すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	衝突防止工の位置付けを整理し、その役割を資料に記載した。	第410,412回ヒアリング 資料3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条津波による損傷の防止(DB05 r.3.5)」 ■添付資料26「貯留堰の構造及び仕様について」 p.5条-別添1-添付26-8	
220912-14	53	5条-別添1-II-2-15 防水壁に設置する貫通止水蓋について、先行実績の有無を説明すること。実績が無い場合は、その構造の止水性の確保について、実際の津波の圧力条件及び余震条件含めた実験結果によってその性能が保証されているか、説明すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	防水壁に設置する貫通部止水蓋が十分な止水性および耐震性を有していることを、資料3-5「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料(No.53)」の通り整理した。	—	
220912-15	54	5条-別添1-II-2-17 防水壁に設置する水密扉について、大津波警報後の**分以内に開閉可能な構造としているものに關した設備の構造及び運用成立性について説明すること。	R4.9.12	後日回答予定		水密扉は先行電力と同等のものを設置する計画であるが、具体的な構造や運用成立性については、入力津波解析確定後にご説明する。	—	2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
220912-16	55	5条-別添1-II-2-28 1, 2号機の補機放水路の充填部分から1次系放水ピット内に設置する逆止弁までの配管を含めてSWSの耐震要求範囲について整理を行い、今後説明すること。	R4.9.12	回答済	R4.11.15 ヒアリング	補機放水路のコンクリート充填部分から海水戻りライン逆止弁まで及び既設原子炉補機冷却海水系統の耐震要求範囲について、資料3-6「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No.55）」の通り整理した。	—	
220912-17	56	5条-別添1-II-2-55 ●1／2号から3号への津波の流入の評価における地下ダクト内に流入した津波による影響について、地下ダクトが地震により破損し閉塞するなどして行き場を失った津波が1／2号のタービン建屋内に溢れ、3号の敷地に流入することがないか整理し説明すること。 ●上記評価において、「その他の溢水」をどのように評価する方針であるか説明すること。	R4.9.12	後日回答予定		地下ダクトの閉塞による敷地面への津波の流入及び、評価実施時の「その他の溢水」の扱いについては、今後ご説明する。	—	2024年2月
220912-18	57	5条-別添1-II-2-57 液体廃棄物処理系統及び地下水排水系統の末端から、湧水ピット等の建屋内に津波が流入する可能性及び流入しない対策について説明すること。	R4.9.12	回答済	R5.6.26 ヒアリング	3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止を設置することにより、一次系放水ピットに津波が流入しない設計とすることから、液体廃棄物処理系統及び地下水排水系統の末端から、湧水ピット等の建屋内に津波が流入する可能性はない。	第544回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.24）』 p.5条-別添1-II-2-22～23	
221017-01	58	(5条-別添1-II-2-73) 引き津波時の評価における、「※T.P.-3.0mを上回る時間が30秒未満の波形をパルスとする。」について、T.P.-3.0mとする根拠、30秒の根拠について整理し、説明すること。また、当該評価における先行審査実績について、津波の周期を踏まえた評価を実施している実績の観点も踏まえ、整理して説明すること。	R4.10.17	回答済	R5.2.2 審査会合	第1111回審査会合 資料1-1-1において、貯留堰を下回る時間に関して評価方法として、先行審査実績を踏まえてパルスではなく、取水口前面位置の水位時刻歴波形における貯留堰天端高さを下回る波形のうち、最長となる波形の時間とする方針を説明した。なお、本評価方法は先行審査と同様である。	第1111回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.76, 77	
221017-02	59	(5条-別添1-添付30-8) LLW輸送容器及びLLW輸送車両を漂流物とさせない対策について、時間的余裕を含め、成立性を整理して説明すること。	R4.10.17	後日回答予定		LLW輸送容器及びLLW輸送車両への対策や運用について、基準津波確定後にご説明する。	—	2023年11月
221017-03	60	(5条-別添1-添付30-10) LLW輸送容器の固縛装置について、基準地震動に対する健全性の考え方を設工認で説明する予定なのか整理して説明すること。	R4.10.17	後日回答予定		LLW輸送容器の固縛装置について、設工認段階で基準地震動に対する健全性をご説明する。評価方針に関しては、今後、設置許可の段階でご説明する。	—	基準地震動に対する健全性：設工認段階 評価方針：2023年11月
221017-04	61	(5条-別添1-II-2-104) 発電所敷地内及び敷地外で選定した車両について、まずは車両の種類を網羅した上で、その代表性を整理し説明すること	R4.10.17	回答済	R4.11.8 ヒアリング	敷地内の車両について、車両を「巡回点検車両」「車両系重機」「燃料等輸送車両」に分類して整理を行った。	第407回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.4）」 p.5条-別添1-II-2-116	
				後日回答予定		第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】③、ID:221017-05 (No.62), ID: 21108-14 (No.82) ID:230123-07 (No.205) と合わせ、後日回答する		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221017-05	62	上記指摘に関連し、敷地外の車両としては、敷地近傍の国道229号線を走る車両の種類を網羅した上で、その代表性及び漂流物影響についての考え方を整理し説明すること。	R4. 10. 17	後日回答予定		第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】③、ID: 221017-04 (No. 61) , ID: 21108-14 (No. 82) , ID: 230123-07 (No. 205) と合わせ、後日回答する。		2023年11月
221017-06	63	漂流物の選定において、最大規模の形状のものを代表した上で評価しているが、例えば最大規模ではないものが複数漂流し、それらの漂流物によって取水性へ影響を与えないか、整理し、説明すること	R4. 10. 17	後日回答予定		複数の漂流物が取水口に到達した場合における、取水性の影響については、基準津波確定後に抽出対象の評価と合わせて、まとめ資料に記載し、ご説明する。 現状は以下の方針でご説明することを考えている。 取水口は、循環水ポンプの取水路を兼ねており、全体流量に対する原子炉補機冷却海水ポンプの流量比（約3%）から、漂流物により通水面積の約97%が閉塞しない限り、取水機能が失われることははない。 津波は流向を有していることから、漂流物がすべて取水口前面に到達する可能性は低いと考えているが、漂流物が隙間なく整列することは考えにくい。また、漂流物の形状から取水口の形状から取水口に密着することは考えにくく、取水口を完全に閉塞させることはないと考えている。	—	2023年11月
221017-07	64	(パワーポイントP21) 防波堤の損傷が取水性へ与える影響について、過去の審査会合でのコメントを踏まえ、地震による防波堤の損傷を含んだ水理模型実験の条件等を示すこと。	R4. 10. 17	回答済	R4. 11. 8 ヒアリング	過去の審査会合でのコメントを踏まえ、水理模型実験の実験条件を一部記載した。	第407回ヒアリング 資料1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」p. 42	
				回答済	R5. 6. 19 ヒアリング	防波堤の取水口到達の可能性評価に係る水理模型実験について、地震に伴う不等沈下、津波の越流による洗掘等によって防波堤が滑動又は転倒しやすくなるような地震及び津波による損傷状態を踏まえ、実験条件を以下のとおり整理した。 ・防波堤が3号炉取水口に到達し閉塞しないことを確認するため、水理模型実験では、防波堤の移動量がより大きくなるよう実験条件を設定する。 ・地震に伴う不等沈下又は津波の越流による洗掘が生じると、防波堤は滑動又は転倒しやすくなるものの、防波堤の堤内側にある岩盤の高まりに対して防波堤の位置が低くなることで、防波堤の移動量は抑制されることから、実験条件には反映しない。 ・対象とする防波堤は3号炉取水口に最も近い南防波堤基部とする。	第536回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（防波堤の取水口到達可能性について及び指摘事項回答）』p. 5～9 第536回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 23）』 ■添付資料17「津波の流況を踏まえた防波堤の取水口到達可能性評価について」p. 5条-別添1-添付17-17～24	
221017-08	65	(5条-別添1-II-2-143) 敷地内海域に入港する船舶について、仕様、津波来襲時の退避手順、故障の可能性等について確認すること。また、”作業船”と一括りにするのではなく、関係する船の種類を網羅した上で、それぞれ確認した内容を整理し説明すること。	R4. 10. 17	回答済	R5. 1. 23 ヒアリング	敷地内海域に入港する船舶について、再整理した結果が纏まつたことから、まとめ資料に反映を行った。	第439回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」p. 34～35, 38 第439回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）」 ■別添1 2.5水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 p. 5条-別添1-II-2-94, 147～157	—

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221017-09	66	(5条-別添1-II-2-137) 燃料等輸送船の訓練を踏ました退避時間について説明すること。	R4. 10. 17	回答済	R4. 11. 8 ヒアリング	燃料等輸送船の訓練を踏ました退避時間は16分であり、まとめ資料に反映を行った。	第407回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.4）」p. 5条-別添1-II-2-148	—
221017-10	67	(5条-別添1-II-2-146, 147) 直近海域の船舶について、最大の漁船が4.9tとしているが、8.0tのプレジャーボートの考慮の必要性を整理し、説明すること。	R4. 10. 17	回答済	R4. 11. 8 ヒアリング	プレジャーボートの考慮の必要性について、資料3-1「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 67）」の通り整理した。	第407回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.4）」p. 5条-別添1-II-2-158	—
221017-11	68	(5条-別添1-II-2-147) 500m以遠の船が航行不能になった場合について、防潮堤や取水口に到達する可能性を整理すること。	R4. 10. 17	後日回答予定		500m以遠の船が航行不能になった場合における評価について、基準津波確定後にご説明する。	—	2023年11月
221017-12	69	退避する船舶が防波堤に衝突した場合に、津波防護に与える影響について整理して説明すること。	R4. 10. 17	後日回答予定		地震時における防波堤の沈下量の解析結果等を踏まえ、敷地内の海域から船舶が退避可能なルートを確保することが可能であるかを確認する。確認結果については、今後ご説明する。	—	2023年11月
221017-13	70	(5条-別添1-II-2-157) 津波来襲に対して監視できない範囲があるが、当該範囲と基準適合上の要求との関係を整理し、監視範囲の妥当性を説明すること。	R4. 10. 17	後日回答予定		津波監視カメラの監視範囲と基準適合上の要求との関係を整理し、監視範囲の妥当性をご説明する。	—	2023年11月
221017-14	71	(5条-別添1-添付20-3) 津波監視カメラの考え方について、津波来襲後の構内状況を監視するとしているが、現状のカメラ配置では構内の状況がすべて確認できるようになっていない。津波監視カメラを設置する考え方を整理し説明すること。	R4. 10. 17	後日回答予定		津波監視カメラを設置する考え方を整理しご説明する。	—	2023年11月
221017-15	72	(5条-別添1-II-2-156) 取水ピット水位計と潮位計の設置理由について測定可能範囲・測定原理を踏まえて説明すること。	R4. 10. 17	後日回答予定		取水ピット水位計と潮位計の設置理由について測定可能範囲・測定原理を踏まえてご説明する。	—	2023年11月
221017-16	73	(5条-別添1-II-2-99～) マスキングを行う基本的な考え方を整理し説明すること。また、マスキング不要な写真を使うなど、可能な限りマスキングを減らす検討をすること。	R4. 10. 17	回答済	R4. 11. 8 ヒアリング	マスキングを行う基本的な考え方について、資料3-2「ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料（No. 73）」の通り整理した。 また、マスキング不要な写真を使うなど、可能な限りマスキングを減らすよう工夫する。	—	—
221108-06	74	PPT 2ページ) 審査会合での説明を想定し、現在記載している「目的」に対し、未完了の事項、今回判明すること、今後することを明確にして記載すること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	説明用PPT資料に検討中である事項や今後整理する項目が分かるよう記載を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-2「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」全体	—
221108-07	75	「資料の階層構造」「内容のまとめ」が分かる資料を入れ込むこと。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	説明用PPT資料に「資料の階層構造」「内容のまとめ」を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-2「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」全体	—

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221108-08	76	PPT 8ページ) 「安全対策工事完了時」という記載は、時期が不明確であるため、規制対応上分かり易い時期の記載を検討すること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	「安全対策工事完了時まで」としていた記載を「再稼働前まで」に修正した。	審査資料全体	—
221108-09	77	木造、RC造等の建物の材料、構造及び基礎を踏まえて、建物の漂流物としての取扱い方針（がれき化するか否か）を整理すること。	R4. 11. 8	後日回答予定		第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】⑤, ID:230123-04 (No. 203), ID:230123-08 (No. 206) と合わせて後日回答する。		2023年11月
221108-10	78	車両を含めて、検討中の箇所は、検討中であることが分かるような記載とすること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	説明用PPT資料に検討中である事項や今後整理する項目が分かるよう記載を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-2「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」全体	—
221108-11	79	地震発生後の燃料等輸送船の緊急離岸が可能となる時間と基準津波の到達時間との余裕の程度を示した上で、陸側作業員の退避時間も含め、燃料等輸送船の緊急離岸の成立性を整理し説明すること。	R4. 11. 8	後日回答予定		陸側作業員の退避時間も含め、燃料等輸送船の緊急離岸の成立性を整理し説明する。また、緊急退避ができない場合を想定しても、他の対策によって燃料等輸送船が漂流物とならないことを説明する。		2023年11月
221108-12	80	まとめ資料153～154ページ) 取水口呑口と立坑部の関係について、誤解が生じないような図に直すこと。	R4. 11. 8	後日回答予定		・基準津波確定前までにご説明可能である範囲は、STEP 1【漂流する可能性】までの評価であり、当該図はSTEP2以降の評価で登場する図のため、一度審査資料から削除する。 ・基準津波確定後、評価結果をすべて説明する際に図を修正し、再掲する。		2023年11月
221108-13	81	PPT15ページ) 輸送車両などにウエイトを装着する対策を探っているならば、その旨が分かる記載とすること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	説明用PPT資料に燃料輸送車両のウェイト装着運用を実施することがわかるよう記載を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-2「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」p. 13	—
221108-14	82	漂流物の影響評価に際して、国道229号線を通行する車両も含めて、漂流物になり得るもの網羅的に挙げること。その上で選別する判断基準を明確にし、管理出来ないものに対する不確かさを踏まえた漂流物の選定方法を、整理し説明すること。	R4. 11. 8	後日回答予定		第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】③, ID:221017-04 (No. 61) ID:221017-05 (No. 62), ID:230123-07 (No. 205) と合わせ、後日回答する。		2023年11月
221108-15	83	PPT 30ページ) 500mラインの詳細が見え辛いので、左の拡大図への掲載を検討すること。また、漁業権消滅区域について色の整合を図ること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	「調査分類C：海上設置物 配置概略図①（発電所港湾関係）」について、500mラインの追記、漁業権消滅区域の色の修正を行った。	第1098回審査会合 資料1-1-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止」p. 5条-別添1-II-2-144	—
221108-16	84	PPT36ページ) 今回はステップIまでの説明であるはずなのに、ステップIIIまで記載されているので、整合を図ること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	Step2とStep3を記載した部分については、記載を削除した。	第1098回審査会合 資料1-1-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止」p. 5条-別添1-II-2-158～161	—
221108-17	85	取水路の通水性に与える影響については、9.7t船舶より小さい船など、泊サイトの特徴に合わせ一番影響がある条件を選定し評価すること。また、小さな船舶などが取水口から内部へ浸入する場合の通水性及び機器等への構造影響についても評価すること。	R4. 11. 8	後日回答予定		取水路の評価を行う際に代表させる船舶については、保守的な評価となるように選定する。大型の船舶が取水口を塞ぐ可能性だけではなく、小型の船舶が影響を及ぼす可能性についても検討し、検討した結果を今後ご説明する。	—	2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221108-18	86	PPT34ページ) 500m以内海域において「航行する可能性がないことを確認した」と「断定」した根拠を示し説明すること。 (先行サイトを参考に、責任ある機関での取り決めなどのエビデンスを収集すること)	R4.11.8	回答済	R5.1.23 ヒアリング	500m以内海域において「航行する可能性がないことを確認した」と「断定」した根拠について、資料調査にて確認した発電所周辺に設定された漁業権及び発電所周辺海域の地形、聞き調査にて確認した漁業共同組合が定めている漁業権行使規則における漁船の総トン数の制限等を基に整理した結果をまとめ資料に反映した。	第439回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」 p.36~37, 39~48 第439回ヒアリング 資料2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.10）」 ■別添1 2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 p.5条-別添1-II-2-94, 147, 164 ■添付資料34「発電所周辺における漁船の操業・航行の可能性について」	—
221108-19	87	PPT17, 18ページ) 質量などの記載があるが、どうして当該値で良いのか、何故漂流物ならないのかといった根拠に係る記載を充実すること。	R4.11.8	回答済	R4.12.6 審査会合	評価の根拠に係る記載を充実化した。	第1098回審査会合 資料1-1-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止」 p.5条-別添1-II-2-121	—
221108-20	88	PPT15ページ) 津波の遡上に対する車両の位置と標高、車両の運用方法も含めて、車両が漂流物に該当するのか否かについての扱いについて、整理し説明すること。	R4.11.8	後日回答予定		「巡視点検車両等」については、海水の比重と比較した結果では、漂流物となることを確認したが、車両の位置や標高、基準津波の到達時間、車両の退避運用、使用する車両の使用制限運用等を検討した結果を踏まえて、評価対象とすべき漂流物となるかを整理し、整理結果を今後ご説明する。	—	2023年11月
221108-21	89	漂流物評価においては、最初から母集団を狭めることはせず、網羅的に抽出した母集団に対し、様々な影響を踏まえて、それぞれの影響が一番大きくなるものは何かということを考えて、評価内容を整理し説明すること。	R4.11.8	後日回答予定		漂流物評価を行う場合は、保守的な評価となるように評価対象の漂流物を選定する。評価結果については、基準津波確定後にご説明する。	—	2023年11月
221108-22	90	PPT資料に茶津漁港の船舶関係の調査結果を記載すること。 (まとめ資料には記載があるが、PPTには無いため)	R4.11.8	回答済	R4.12.6 審査会合	説明用PPT資料に茶津漁港の船舶関係の調査結果を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-2「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」 p.35	—
221108-23	91	PPT資料かまとめ資料に、洋上風力の建設に係る記載の追加を検討すること。	R4.11.8	回答済	R4.12.6 審査会合	審査まとめ資料に洋上風力に係る記載を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止」 p.5条-別添1-II-2-143	—
221108-24	92	発電所敷地内で作業をする船舶の管理(9.7tの船舶を使用しない等)について、基準適合の観点から事業者としてどのように管理していくのか、申請書への記載内容を含めて整理し説明すること。	R4.11.8	後日回答予定		・敷地内の海域で作業（ブイの保守点検、魚類迷入網等の網交換、特別採捕等）に従事する船舶については、総トン数を制限（4.9トン以下に制限）する。QMS文書や漁協との取り決め事項、作業を実施する会社と取り交わす仕様書等に制限運用を明記し、作業船の管理を行う。当該運用をまとめ資料に反映する。 ・申請書（添付書類八）への記載内容について検討を行い、審査資料へ反映する。 ・記載内容の詳細については、後日回答する。	—	2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221108-25	93	防波堤と取水口との離隔が小さいというサイト特性を踏まえ、現状の漂流物の選定・影響確認フローに注釈等を入れるなど、泊の特徴を踏まえた考え方を整理し説明すること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	漂流物の選定・影響確認フローに、「※3 防波堤については、3号炉取水口に近接しており、取水口に到達した場合に取水性に与える影響が大きいと考えられるため、評価結果に関わらず水理模型実験等により、取水口への到達可能性を評価する」を追記した。	第1098回審査会合 資料1-1-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止」 ■別添1-2.5項 p. 5条-別添1-II-2-100	
221108-26	94	PPT44ページなど) ケーソンの滑動・転倒が生じる要因には、漂流物や地震に伴う不等沈下等、津波波力以外にも考慮しているものを整理し、説明すること。	R4. 11. 8	回答済	R5. 6. 19 ヒアリング	ID : 221017-07 (No. 64)にて回答	第536回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（防波堤の取水口到達可能性について及び指摘事項回答）』 p. 5~9 第536回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.23）』 ■添付資料17「津波の流況を踏まえた防波堤の取水口到達可能性評価について」 p. 5条-別添1-添付17-17~24	
					後日回答予定	ケーソンの滑動・転倒が生じる要因として、漂流物による影響を整理し、説明する。		2023年11月
221108-27	95	防波堤の取水口への到達可能性については、地震に伴う不等沈下等によって防波堤のケーソンが陸側に傾いた状態を含めて、防波堤が転倒しやすい状態となる地震時の損傷状態を整理したうえで、説明すること。	R4. 11. 8	回答済	R5. 6. 19 ヒアリング	ID : 221017-07 (No. 64)にて回答	第536回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（防波堤の取水口到達可能性について及び指摘事項回答）』 p. 5~9 第536回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.23）』 ■添付資料17「津波の流況を踏まえた防波堤の取水口到達可能性評価について」 p. 5条-別添1-添付17-17~24	
221108-28	96	水理模型実験が、過去の審査会合指摘事項の回答であることや、今後論点になり得る案件であることを明記すること。	R4. 11. 8	回答済	R4. 12. 6 審査会合	防波堤の取水口到達可能性の評価に当たっては、水理模型実験等により、評価を実施する旨を記載した。	第1098回審査会合 資料1-1-2「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（漂流物の影響評価）」 p. 19	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-01	97	1/2号炉側の流路縮小工を採用する場合には、3号炉の基準適合の観点から位置付け（エントリーするユニットなど）を整理して説明すること。 （現時点で1/2号炉を停止前提として廃止措置プラントに適用しているような流路縮小工を設置した上で、将来的に1/2号炉を稼働条件に切り替えて流路縮小工を撤去して別の対策を講じることで、3号炉の基準適合を得ようとしているということであれば、その成立性（全体像）を説明すること。流路縮小工は廃止措置プラントに適用した実績はあるが、供用を前提としたプラントに適用した実績が無いことを踏まえ、その妥当性についても併せて説明すること。）	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	1/2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備を採用するにあたって、3号炉の基準適合の観点から位置付け（エントリーするユニットなど）を整理した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.27~30	
221115-02	98	資料1-2) 審査会合資料に「次回ヒアリングまでに」と記載するのは不適切な表現なので適正化すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	1号及び2号炉の取水路・放水路の津波防護対策の変更について、津波防護方針の検討状況として項目を分けて記載し、表現を適正化した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.3	
221115-03	99	資料1-2 P23, P25, 5条-別添1-II-2-16) 貯水プールに設置する排水管は津波の流入経路となる可能性があるため、防水壁基礎部に設置する排水管を明示すること。また、当該排水管について、管路解析におけるモデル化の要否を整理し説明すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	排水管については検討中であるが、取水ピットスクリーン室の鉛直方向の開口面積と比較して、十分に小さい設計とする。 そのため、排水管からの津波の流入の影響は十分に小さく、評価結果に影響しないと考えられるため、排水管はモデル化しない。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.5	
					後日回答予定	防水壁から取水ピットスクリーン室へと繋がる排水管のルートについて検討中であるため、今後、説明する。		2023年11月
221115-04	100	資料1-2 P19, P25) 防水壁基礎部について、期待する機能・役割を整理した上で、基礎部を含めた防水壁の基準適合上の位置付けを整理して説明すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	防水壁基礎部については、対策の目的及び期待する役割を踏まえ、防水壁の一部とし、基礎部を含めて津波防護施設と整理した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.41, 44	
221115-05	101	5条-別添1-II-2-16) トラッシュピットの排水管は平面図でも配置が分かるようにすること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	トラッシュピットに敷設されている排水管を図2.2-4, 図2.2-8の取水系統の津波対策配置図（平面図）に反映した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」■別添1 2.2項 p.5条-別添1-II-15 図2.2-4 p.5条-別添1-II-17 図2.2-8	
221115-06	102	資料1-2 P18) 回答が回答として整理されていないように見受けられるので会合コメント回答として改めてパワポに反映すること 指摘事項で例示している部分については別のスライドで詳細を説明すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	泊3号炉で実施する津波防護対策のうち、先行実績のないもの、泊3号炉に特徴的なものを抽出し整理した。 指摘事項で例示している対策（3号放水ピット流路縮小工）については、表での説明とは別に詳細説明を追記した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.38~49	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-07	103	資料1-2 P19) 防水壁の既設の施設の機能に与える影響は保守管理の観点でも影響がないことを記載すること（水密扉を設置する等）	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	防水壁の既設の施設の機能に与える影響について、保守管理の観点において、水密扉を設置することで除塵設備へのアクセス性を確保している旨記載した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.41, 44	
221115-08	104	資料3-4) 放水路系統の閉塞防止について、地下水排水設備のヒアリング時における事実確認事項（地下水及び補機冷排水の通水性の必要性）を踏まえ、Ssで閉塞しない範囲との関係を整理して回答すること	R4.11.15	後日回答予定		放水路系統の閉塞防止については、地下水排水設備のヒアリング状況を踏まえ、Ssで閉塞しない範囲との関係を整理し、今後ご説明する。	—	2024年2月
221115-09	105	資料1-2 P27) 流路縮小工の構造について無筋コンクリートとするのか、それとも鉄筋コンクリートとするのか説明すること。また、流路縮小工と既設部分との固定方法について、アンカーとするのか、流路縮小工が下からの水圧で浮き上がらない設計とするのか、新設と既設コンクリート間付着に期待する設計とするのか、等の設計コンセプトを整理し説明すること。（全般：部品などの設置箇所などに係る説明や図がないと、何をどのように確認するのか分からなくなる。）	R4.11.15	後日回答予定		流路縮小工の構造について無筋コンクリートとするのか、それとも鉄筋コンクリートとするのか今後説明する。 また、流路縮小工と既設部分との固定方法について、アンカーとするのか、流路縮小工が下からの水圧で浮き上がりしない設計とするのか、新設と既設コンクリート間付着に期待する設計とするのか、等の設計コンセプトを整理し、今後説明する。		2023年11月
221115-10	106	資料3-4) 既設立坑のごく一部だけを閉塞コンクリートとする場合、コンクリートの厚さが薄いため、突き上げ津波荷重及び上載土圧等の荷重による影響が大きい。このような状況を踏まえ、閉塞コンクリートの基準適合上の位置付けを、再度整理して説明すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	今回の3号炉設置変更許可申請においては、1号及び2号炉の放水路に逆流防止設備を採用する予定であり、既設立坑の上部開口部のコンクリートによる閉塞は3号炉設置変更許可申請において実施しない方針とした。	—	
221115-11	107	資料1-2 P34) 1/2号炉の原子炉補機冷却海水ポンプに講じる対策について、具体的に説明すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	3号炉の新規制基準への適合性審査においては、流路縮小工を設置することにより、津波時に1号及び2号炉取水ピットスクリーン室の水位が極力下がるよう設計を行うが、1号及び2号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリアにおけるドレンライン逆止弁、浸水防止蓋及び貫通部止水処置等の対策については、新規制基準の耐震の適合性を含めて今後対策について検討し、1号及び2号炉の新規制基準適合性審査の段階で説明する。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.56~58	
221115-12	108	資料1-2 P4) 3号炉の基準適合のために、まだ廃止措置となっていない1/2号炉側の設備に手を加える部分があるのであれば、安全機能の観点からも規制上の成立性を検討すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工および放水路逆襲防止設備について、1号及び2号炉の安全機能の観点における規制上の成立性について整理した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.19~22, p.56~58	
221115-13	109	資料1-2 P4) 1/2号炉の流路縮小工の位置付け（設置することが規制上の手続きを必要とする変更にあたるか等）を十分整理して対応すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	1/2号炉の流路縮小工を設置することによる許認可での扱い（設置することによる規制上の手続きにあたるか等）について整理した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.20~22	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-14	110	3号炉の流路縮小工と1/2号炉に計画している流路縮小工など、明確に用語を使い分けること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	当該津波防護施設の名称を3号炉放水ピット流路縮小工、1号及び2号炉取水路流路縮小工として明確化した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」全般 第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」全般	
221115-15	111	資料1-2 P34) 1/2号炉原子炉補機冷却海水ポンプを機能喪失させないことを前提に今後の3号炉審査を進めていくのか整理し説明すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	3号炉の耐津波設計においては1、2号炉の原子炉補機冷却海水ポンプエリアは津波の浸水想定範囲とし、1、2号炉の原子炉補機冷却海水ポンプは機能喪失することを考慮する。なお、1号及び2号炉はプラント停止状態にあり、各号炉の使用済燃料ピットで保有する燃料からの崩壊熱の継続的な熱除去が必要となるが、原子炉補機冷却海水ポンプ機能喪失に伴い使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した状況においても、冷却水が沸騰に至るまでは約6日要すると評価しております、代替手段により使用済燃料ピットを冷却することが可能である（技術的能力1.0より）。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」p. 58	
221115-16	112	資料1-2 P27) 資料3-2) 3号炉放水ピットへ流路縮小工を設置することによる損失水頭の増加により、原子炉補機冷却海水放水路が閉塞しないことを説明すること（大気開放が崩れないこと）	R4. 11. 15	一部説明済		現在計画している3号炉放水ピットへ流路縮小工の設計構造を元に、新たに発生する損失水頭により通常時の原子炉補機冷却海水放水路に閉塞がないこと（大気開放が崩れないこと）をご説明する。 なお、津波来襲時の評価については、入力津波の解析結果を踏まえてご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p. 10-15 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」全体	2023年11月
221115-17	113	資料3-3) ラブチャーディスクが作用するまでに系統流量がどれくらい減るのか、その継続時間はどの程度なのか、その結果を踏まえた系統への影響について整理し、資料に記載すること。	R4. 11. 15	後日回答予定		1号及び2号炉のラブチャーディスク作動時の系統流量および系統への影響について確認中であるため、今後ご説明する。	—	2023年11月
221115-18	114	資料1-2 P36) 1/2号炉の位置付けについて、関西高浜3/4号の状況をよく確認して整理すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	流路縮小工の位置付けの整理にあたっては、関西電力（株）高浜3,4号炉含む他号炉の審査状況を踏まえ整理した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」全般	
221115-19	115	資料1-2 P18) 現状の記載では、津波防護施設と浸水防止設備に限定した記載となっているが、その他の対策も含めた適切な記載とすること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	その他の対策（原子炉補機冷却海水放水路内へのコンクリート充填及び配管敷設、既設立坑の上部開口部のコンクリートによる閉塞）については、1号及び2号炉放水路に逆流防止設備を設置する方針とすることで対策不要となつたため現状の記載のままとした。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p. 44	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-20	116	資料3-5) 「今後加振試験を行いつ～」とあるが、今後の後段規制を踏まえた回答時期を整理し説明すること。	R4.11.15	回答済	R5.6.26 ヒアリング	貫通部止水蓋については、詳細設計段階で加振試験を実施し、耐震性に係る詳細は設工認段階でご説明する予定であったが、43条の環境条件の整理結果を踏まえ、SA時の対応は防水壁の水密扉を開放し取水ルートを確保することとなつたため、貫通部止水蓋は設置しない方針に変更となった。	—	
221115-21	117	資料3-6) Ss機能維持の目的を踏まえ、どこまでをSs機能維持範囲とするか明確にするとともに、3号としての申請範囲を明確化すること。 (図だけではなく、文章でも3号と1/2号で分けて記載すること)	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	1号及び2号炉放水路に逆流防止設備を設置することに伴い、原子炉補機冷却海水放水路内のコンクリート充填及び配管敷設含む海水戻りライン逆止弁の設置を行わない方針としたため、本対策はまとめ資料から削除した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」全般	
221115-22	118	資料3-2～資料3-4について、まとめ資料への反映について検討すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	2022年11月15日審査資料3-2～3-4について、まとめ資料への反映を検討し、以下の整理とした。 資料3-2は別添1の添付資料31として新たに追加した。資料3-3は3号炉の耐津波設計とは直接関係ないことからまとめ資料には反映しないこととした。資料3-4は1号及び2号炉放水路に逆流防止設備を設置することに伴い、原子炉補機冷却海水放水路内のコンクリート充填及び配管敷設含む海水戻りライン逆止弁の設置を行わない方針としたため、反映しないこととした。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■別添1 添付資料31	
221115-23	119	別添1 2-15) 「バウンダリ」という表現は設備的・境界的なイメージがあるが、実際には壁（境界）以外にも空間を指している場合もあるので、適切な表現を検討のこと。 (例：「津波防護ライン」など)	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	これまで取水系統および放水系統の津波防護境界を「津波バウンダリ」と記載していたが、指摘事項を踏まえ「津波防護ライン」に変更し、記載の適正化を行った。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.9～10, 21 第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■別添1 2.2項 p.5条-別添1-II-15 図2.2-4～5 p.5条-別添1-II-17 図2.2-8～9	
221115-24	120	別添1 2-2 P76) 循環水ポンプ停止のインターロックは、事業者として設備保護の観点から設置しているのであれば、その旨を記載すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	循環水ポンプ停止のインターロックは、設備保護の観点である旨、まとめ資料に追記した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■別添1 2.5項 p.5条-別添1-II-2-76	
221115-25	121	別添1-添付8-42) 浸水を想定した浸水防護重点化範囲の設定について、添付八における方針の記載の要否を整理し、説明すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	浸水を想定した浸水防護重点化範囲の設定について、まとめ資料本文（添付資料八の記載）に記載を追記した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■本文 p.5条-20	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-26	122	別添1- 添付23-1) 衝突荷重算定式について、先行審査実績を踏まえたうえで、泊として必要となる状況（防潮堤の構造成立性における漂流物荷重の設定）を踏まえ、想定される漂流物への適用式を整理し説明すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	先行の審査実績を踏まえたうえで、設置変更許可における防潮堤の構造成立性評価に用いる漂流物の衝突荷重として、現時点で想定される以下の漂流物の衝突荷重を整理した。 ・直近海域：総トン数5tの小型船舶 ・前面海域：総トン数20tの船舶	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 ■p. 5条-別添1-添付23-11	
221115-27	123	別添1-添付26-13) 貯留堰の止水ジョイント等の構造細部については、今後の審査において、構造が変更となる可能性があることを記載すること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	「護岸接続部については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。」と追記した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 ■p. 5条-別添1-添付26-12	
221115-28	124	別添1) 防水壁の範囲が変わったのであれば配置図に適切に反映すること。構造図も変更があるものは現在の設計を適切に反映すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	防水壁が記載された平面配置図について、形状変更が反映されていなかったため、記載の適正化を行った。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 全般	
221115-29	125	別添1-II-2-30) 図2. 2-24について、津波防護対策を実施する部分がわかるような図とすること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	1号及び2号炉放水路に逆流防止設備を設置することに伴い、原子炉補機冷却海水放水路内への配管敷設及びコンクリート充填は3号炉設置変更許可申請において実施しないため、図2. 2-24は現状のままとした。	—	
221115-30	126	資料1-1 指摘事項No1及び指摘事項No2については、関連する内容であることから、まとめて回答してもよい。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	指摘事項No1及び指摘事項No2について、関連する内容であることからまとめて回答した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」 p. 4, 5	
221115-31	127	資料1-1 P6~9) 審査ガイドの確認事項を踏まえ、ガイドと1対1になるように泊の敷地及び敷地周辺の特徴を整理すること。	R4. 11. 15	回答済	R5. 5. 22 ヒアリング	審査ガイドの確認事項を踏まえ、ガイドと1対1になるように泊の敷地及び敷地周辺の特徴を整理した。	第520回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.18）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の海上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-1～109	
221115-32	128	資料1-1 P6~9) 海上解析における考慮すべき項目・入力津波設定における影響要因については、国土地理院のデータ等を参考にしたうえで、抽出プロセスを整理して説明すること。	R4. 11. 15	回答済	R5. 5. 22 ヒアリング	海上解析における考慮すべき項目について、地理院地図のデータ等を参考にし、審査ガイドの確認内容に沿って整理した。入力津波設定における影響要因については、フロー図を用いて抽出プロセスを整理した。	第520回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.18）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の海上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-4～57, 85, 86, 97～100	
221115-33	129	資料1-1 P8) 入力津波を踏まえて、敷地への海上の可能性について確認することから、検討結果ではなく、検討方針である旨に、記載を適正化すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	敷地への海上の可能性について、検討方針である旨に記載を適正化した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」 p. 9	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-34	130	資料1-1 P8) 茶津川からの遡上の観点として、入構トンネルから遡上する可能性を整理すること	R4. 11. 15	一部説明済		津波の流入経路として、構内道路（茶津入構トンネル、アクセスルートトンネル）を追加した。 茶津入構トンネルから遡上する可能性について今後説明する。	第544回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 24）』 p. 5条-別添1-II-2-13～14, 32～35	2023年11月
221115-35	131	資料1-1 P11) 入力津波の影響要因について、各項目を個別に検討するのか、組み合わせて検討するのか記載すること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	入力津波の影響要因について、各項目を個別に検討したうえで、津波評価に影響がある場合には組み合わせて検討する方針を示した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」	
221115-36	132	資料1-1 P11) 入力津波の設定までの全体像を、フローチャート等を用いて整理し説明すること。また、各検討内容が検討済みなのか、今後検討するのか等、現状がどの段階にあるのか示すこと	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	入力津波の設定までの全体像をフローチャートを用いて整理し、説明した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」 p. 9	
221115-37	133	資料1-1 P11) 洗堀の評価について、「対策工」の記載について、先行サイトの記載を確認したうえで、記載の適正化すること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	洗堀の評価について、対策工ではないので、記載を適正化した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」 p. 22	
221115-38	134	資料1-1 P11) 洗堀について、検討の対象とする範囲を敷地なのか敷地外なのか記載すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	検討の対象範囲が敷地であることを記載した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」	
221115-39	135	資料1-1 P11) 洗堀の評価について、アスファルト・コンクリート舗装を行うことで、影響要因としなくて良い根拠を示し説明すること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 12. 6 審査会合	「津波防災地域づくりに係る技術研究報告書（2012）」に基づき、アスファルト部で8m/sの流速に対して洗堀に対する耐性があることを根拠としている旨を説明した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」 p. 22	
221115-40	136	資料1-1 P13) 相対密度の調査位置について、平面位置だけでなく深度方向の位置等、調査の詳細を整理し、代表性を説明すること	R4. 11. 15	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	相対密度の調査位置について、平面位置だけでなく深度方向の位置等、調査の詳細を整理し、さらに調査位置の代表性を有している旨を記載した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-128～132	
221115-41	137	資料1-1 P16) 沈下量評価（排水又は搖すり込みによる沈下・側方流動による沈下）における断面選定の考え方について、判断基準を明確にしたうえで、その根拠を整理し説明すること。	R4. 11. 15	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	沈下量評価（排水又は搖すり込みによる沈下・側方流動による沈下）における断面選定の考え方について、判断基準を明確にしたうえで、その根拠を整理した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-133～138	
221115-42	138	資料1-1 P18) 沈下量解析で用いる解析モデルと物性値（消波ブロック、裏込石等）について、設定根拠とその妥当性を説明すること。	R4. 11. 15	後日回答予定		沈下量解析で用いる解析モデルと物性値（消波ブロック、裏込石等）について、設定根拠とその妥当性について今後ご説明する。		

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221115-43	139	別添1-2 添付3-28) 地すべり地形(堀株)について、防災科学研究所に示される範囲と、地すべりシミュレーションの範囲(第226回審査会合)の関係性について、記載すること。	R4.11.15	後日回答予定		6条審査に基づき、地すべり地形(堀株)について、防災科学研究所に示される範囲と、地すべりシミュレーションの範囲(第226回審査会合)の関係性について、今後ご説明する。		
221115-44	140	資料1-1 P23) 土捨場の評価において、現時点の土捨場、将来の改変の計画があるとしている土捨場、どちらを対象に土捨場の斜面崩壊を考慮するのか記載すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.6 審査会合	将来の計画を反映した土捨場の斜面崩壊を考慮する旨を記載した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」p.22	
221115-45	141	資料1-1 P23) 土捨場の評価について、先行審査実績を踏まえたうえで、将来の改変時期と泊発電所の再稼働時期を考慮し、形状変更をどう管理するのか等、今後の整理方針について説明すること。	R4.11.15	回答済	R5.5.22 ヒアリング	将来計画の土捨場が最終形状になる時期は2023年12月頃の見込みであり、泊発電所の再稼働時期を考慮し、将来地形を反映した地形及び将来計画を反映した土捨場の基準地震動Ssによる斜面崩壊を考慮した地形を用いた遡上解析を実施し、入力津波への影響を評価する方針とする。	第520回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.18）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」p.5条-別添1-添付3-112～119	
221115-46	142	資料構成を、階層構造となるように見直し、目次や表題番号、参照先を工夫すること。	R4.11.15	回答済	R4.12.6 審査会合	資料構成を、階層構造となるように見直し、目次や表題番号、参照先を工夫した。	第1098回審査会合 資料1-1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）」	
221115-47	143	資料1-2) ・審査会合の指摘事項回答として資料を充実させること ・p24, 26 A-A, B-B断面に基礎部もしくは取水ピットスクリーン室を含めること ・p31 止水機能、排水経路が分かる図にすること ・p19 循環水系への影響だけではなく、SWSへの影響など網羅的に整理すること	R4.11.15	一部説明済		<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉取水ピットスクリーン室防水壁のB-B断面の図について、取水ピットスクリーン室を含めた図に修正した。 ・防水壁の仕様等は検討中であるため、止水機能や排水経路等は今後ご説明する。 ・3号放水ピット流路縮小工の既設の施設の機能に与える影響について、循環水系及び原子炉補機冷却海水系等への影響を網羅的に整理した。津波遡上時における既設の施設の機能に与える影響の正式な評価は入力津波が確定後にご説明する。 	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.79 第450回ヒアリング 資料7「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.17～24	2024年2月
221115-48	144	資料1-2) P19以降は先行と同様の対策であればその旨を記載すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	3号炉津波防護対策として実施する対策について、先行実績の有無を整理した。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.31	
221115-49	145	審査会合の回答が資料1-2に含まれておらず、資料3-2等の別資料となっており、審査会合のコメント回答資料としては準備不足なので、十分に準備をして臨むこと ・流路縮小工について、機能・影響を網羅的に説明すること ・審査会合の回答資料として、審査会合の指摘事項の回答内容を網羅し、完結する構成すること ・対策の全体がわかる資料を追加すること	R4.11.15	回答済	R4.12.22 ヒアリング	流路縮小工について、その機能や既設設備への影響等を資料に整理した。また、審査会合の回答資料として、審査会合の指摘事項に対して回答内容を網羅する構成とし、対策の全体がわかる資料を前段で追加するよう記載の適正化を行った。	第431回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.45～54	2023年3月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221121-03	146	資料1-2 P9, P10) 池モデルの範囲がわかるように平面図や断面図等に示したうえで、池モデル(放水池、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁等)の設定の考え方を整理し説明すること。	R4. 11. 21	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	池モデルの範囲がわかるように平面図や断面図等に示したうえで、モデル設定の考え方を整理し説明する。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 ■p. 5条-別添1-添付5	
221121-04	147	添付5-15～18) 池モデルにおける鉛直方向の損失の考え方について、整理し説明すること。 また、損失水頭表と池モデルでの損失の関連性がわかるように整合を図ること。	R4. 11. 21	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	損失水頭表と池モデルでの損失の関連性がわかるように整合を図り、鉛直方向の損失について整理し説明する。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 ■p. 5条-別添1-添付5	
221121-05	148	添付5-15～18) 損失水頭表における流出・流入の方向が取水路と放水路で相違しないよう、整合を図ること。 また、津波の流入及び流出の方向に対する損失の考え方を整理して説明すること。	R4. 11. 21	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	損失水頭表における津波の流入方向について整合を図り、損失の考え方を整理し説明する。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 ■p. 5条-別添1-添付5-19, 22	
221121-06	149	添付5-15～18) 3号炉放水ピット流路縮小工における管路のモデル化の考え方について、実際に想定される事象（例えば渦が発生すること）を網羅できているか確認した上で、平面2次元解析等を用いざとも良いとする考え方を整理して説明すること。	R4. 11. 21	後日回答予定		3号炉放水ピット流路縮小工における管路のモデル化の考え方について、実際に想定される事象（例えば渦が発生すること）を網羅できているか確認したうえで、平面2次元解析等を用いざとも良いとする考え方を、今後、整理して説明する。		2023年11月
221121-07	150	添付5-2) 管路解析における計算条件において、その設定根拠が解るように記載を充実化されること（例えば、貞の付着代等）。	R4. 11. 21	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	管路解析における計算条件のうち摩擦損失係数、貞の付着代について、その設定根拠がわかるように記載を充実化させた。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r. 3.7）」 ■p. 5条-別添1-添付5-2	
221121-08	151	添付5) 管路解析における水位の上昇側・下降側の評価に対する条件について、ポンプの運転状況、放水ピットへの排水状況等を整理して説明すること。	R4. 11. 21	後日回答予定		管路解析における水位の上昇側・下降側の評価に対する条件について、ポンプの運転状況、放水ピットへの排水状況等を今後整理しご説明する。	—	2023年11月
221121-09	152	資料1-2 P12) 1, 2号炉の放水ピットは上部をコンクリートで閉塞する計画をしている一方、解析上は上部を開放条件としていることについて、その差異が解析に及ぼす影響を整理した上で当該モデルの妥当性を説明すること。	R4. 11. 21	回答済	R4. 12. 22 ヒアリング	1号及び2号炉放水路に逆流防止設備を設置することにより、1号及び2号炉放水ピット上部は閉塞しない方針へ変更したため、現行の解析モデルと対策に差異は生じない。	—	
221121-10	153	添付5) 1, 2号放水路の逆止弁の評価に用いる放水ピット水位について、片側の放水路が閉塞した場合の影響等の考え方について、整理し説明すること。	R4. 11. 21	後日回答予定		1, 2号炉放水路については、1号及び2号炉放水路逆流防止設備を計画しており、解析条件・解析モデルを整理中であるため、詳細は今後説明する。	—	2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221121-11	154	資料1-2 P27) 3号炉放水ピット流路縮小工の管路解析モデルにおけるベント穴の扱いについて、整理し説明すること。	R4.11.21	回答済	R4.12.22 ヒアリング	ベント穴は、3号炉放水ピット流路縮小工の流路面積と比較して十分に小さい設計とする。 そのため、ベント管からの津波の流入の影響は十分に小さく、評価結果に影響ないと考えられるため、ベント管はモデル化しない。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■p.5条-別添1-添付5-13	
221121-12	155	資料1-2 P10～15) 資料の断面図に防潮堤を反映すること。	R4.11.21	回答済	R4.12.22 ヒアリング	資料の断面図に防潮堤を追加した。	第431回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■p.5条-別添1-添付5	
221121-13	156	資料3-1 P4) 整理結果において、先行審査実績と同様と記載があるが、水位の回復や低下時間の加算の観点から、項目を分けた上で記載の適正化を図ること。	R4.11.21	回答済	R4.12.22 ヒアリング	先行審査実績との相違について、資料2-3の記載内容を適正化した。	第431回ヒアリング 資料2-3「泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料」 全般	
221121-14	157	資料1-2 P16, 17) 指摘事項への回答資料は、パルスや低下時間の評価の作業ステップを踏まえて、評価方法の妥当性がわかるように具体的な算出例を示すなど、内容の適正化を図ること。	R4.11.21	回答済	R5.1.12 ヒアリング	貯留堰を下回る時間の評価方針について、作業ステップを資料中に反映した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.72～73	
221121-15	158	資料1-2 P17) 貯留堰内の水位が回復する時間を安全側に30sと設定しているが、現在審査中の基準津波の中で最低水位となっている波源となっているのか等、選定プロセスを整理し説明すること。	R4.11.21	回答済	R5.1.12 ヒアリング	貯留堰を下回る時間について、検討の結果、管路解析から設定したパルスではなく、保守的に引き波時における貯留堰天端高さを超える一時的な水位上昇を含めた継続時間とする。よって、管路解析のグラフ/図/解析条件は資料から削除した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.72～73	
221121-16	159	資料1-2 P17) 取水口位置や海水ポンプ位置など複数の地点での水位が同じグラフ内に示されていることから、図と紐づけるなどわかりやすいよう適正化すること。	R4.11.21	回答済	R5.1.12 ヒアリング	貯留堰を下回る時間について、検討の結果、管路解析から設定したパルスではなく、保守的に引き波時における貯留堰天端高さを超える一時的な水位上昇を含めた継続時間とする。よって、管路解析のグラフ/図/解析条件は資料から削除した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.72～73	
221121-17	160	資料1-2 P17) 安全側に30sとしている回復時間について、評価上の不確かさも含めて、確実な安全機能の確保ができているかの観点で整理し、説明すること。	R4.11.21	回答済	R5.1.12 ヒアリング	貯留堰を下回る時間において、検討の結果、保守的に引き波時における貯留堰天端高さを超える一時的な水位上昇を含めた継続時間とした。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.72～73 第428回ヒアリング 資料2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条津波による損傷の防止（DB05 r.3.7）」 ■p.5条-別添1-II-2-71	
221121-18	161	資料1-2 P17) パルスの設定根拠における評価項目とそれに用いる条件（ポンプの運転状況等）等のタイムチャートを整理し、資料に反映すること。	R4.11.21	後日回答予定		大津波警報時は循環水ポンプを停止させる運用としている。 基準津波確定後、津波到達時間を反映したタイムチャートについて、今後、説明を行う。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221121-19	162	資料3-1 P5) パルスとなる波形やならない波形等、その要因に関する考察を、遡上解析のスナップショット等を用いて実施すること。	R4.11.21	回答済	R5.2.2 審査会合	パルスの判定を実施せず、保守的な評価となるように、貯留堰天端高さを下回る時間を、一時的な水位上昇を含めた継続時間とする方針とした。	第1111回審査会合 資料1-1-1 「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 P76～77	
221121-20	163	資料1-2 P17) 貯留堰を下回る時間26sの際のポンプ運転状態と、まとめ資料別添II-2-77でのポンプ運転状態に相違があるが、検討条件を明確にしたうえで合理性があることがわかるように記載を充実化させること。	R4.11.21	回答済	R5.1.12 ヒアリング	貯留堰を下回る時間について、検討の結果、管路解析から設定したパルスではなく、保守的に引き波時における貯留堰天端高さを超える一時的な水位上昇を含めた継続時間とする。よって、管路解析の検討条件は資料中から削除した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.72～73	
221121-21	164	添II-2-75) 海水ポンプの取水可能水位に設計水位ではなく実験値を用いている理由について、今後説明すること。	R4.11.21	回答済	R5.1.12 ヒアリング	現状では入力津波の解析結果がないため、引き波による貯留堰天板高さを下回る継続時間に対し、原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位に基づくポンプの運転継続可能時間が十分か評価ができない。そのため、引き津波に対する余裕が少ない場合のリスクを想定し、水理模型実験により海水ポンプ本来の取水可能水位を確認し、海水ポンプの運転継続可能時間について精緻な評価を実施することを目的に実験値を用いている。 なお、先行PWRプラントにおいても取水可能水位を水理模型実験値を用いて評価している実績がある。	—	
221222-01	165	1/2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備に関して、現時点で全て説明内容が揃っていないのであれば、全体説明項目と今回の審査会合で何を説明するのか、残りの説明内容が何であるのかを明確にすること。また、本件について論点とスケジュールにも項目を追加すること。	R4.12.22	回答済	R5.1.12 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備に関して、説明内容の全体像と各審査会合で説明する項目について整理し、資料に反映した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.5～8	
221222-02	166	PPT11ページ) 3号炉の基準適合の審査資料という観点からは、1/2号炉取水ピットスクリーン室の防水壁は不要であり、記載の適正化を行うこと。	R4.12.22	回答済	R5.1.12 ヒアリング	1号及び2号炉取水路からの津波流入防止については、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室上端開口部の防水壁は不要であるため、記載の適正化を行った。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.17 第434回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.8）」 p.5条-別添1-II-2-17	
221222-03	167	PPT17ページ) 1/2号炉取水路流路縮小工の径について、津波防護を達成するための最大径、取水性を確保するための最小径を示した上で径の設定の考え方を説明すること。	R4.12.22	一部説明済		1号及び2号炉取水路流路縮小工の開口径の設定の妥当性について、津波防止の観点及び取水性確保の観点からご説明する。 なお、津波防止の観点については暫定値とし、基準津波確定後にご説明する。	第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.15）』 p.5条-別添1-添付31-20	2024年2月
221222-04	168	1/2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備の施工（取付・取外し）の実現性、撤去段階で既設の機能に影響を及ぼさないことについて整理し、説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.1.12 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備の設置工事と撤去工事の施工方針について整理した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.31～33	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221222-05	169	1/2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備の設置位置の妥当性について整理し、説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備を防潮堤直下に設置する利点について整理した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 26	
221222-06	170	9/29審査会合で説明した1/2号炉取水路及び放水路の津波防護対策から、流路縮小工及び逆流防止設備に変更したメリット・デメリットについて、技術的観点及び許認可スケジュールの観点を踏まえて整理し説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	1号及び2号炉取水路、放水路の津波防護方針において、従来方針(第1076回審査会合(令和4年9月29日開催))及び現状方針(1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備)について検討を行うため、津波防護方針の概要、利点及び課題に関して比較・整理を行った。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 22~28	
221222-07	171	PPT20ページ) 廃止措置プラントは保全義務から外れているが、運転を前提とした泊1/2号炉は保全義務が要求されている。保全義務の他、技術基準維持義務等、関係する法令を確認した上で1/2号炉の取水路または放水路に流路縮小工及び逆流防止設備を設置することが現状の申請状況(設置許可への影響を含む)に与える影響の有無を整理して説明すること。(例えばCWPを機能喪失させることに対してどのような整理をしているのか説明すること。)(炉規法43-3-22、炉規則81条、保安規定の施設管理)	R4. 12. 22	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工、放水路逆流防止設備の設置は、1号及び2号炉の取水機能及び放水機能に影響を与えることから、設置変更許可申請書に1号及び2号炉の取水機能及び放水機能に悪影響を与えない設計とすること等を記載する。循環水ポンプは運転不可となるが、循環水ポンプは停止を前提とすることを設置変更許可申請書に記載し、施設管理及び技術基準適合の維持を行う。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 47~51 第434回ヒアリング 資料9「ヒアリングコメント回答資料(No. 171)」 第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r. 3.15)』 p. 5条-別添1-添付31-11~17 p. 5条-別添1-添付32-12~17	
221222-08	172	PPT11, 58ページ) 1/2号炉SWPエリアのドレンライン逆止弁等について、事業者として自主的に設置している旨の記載を検討すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	1号及び2号炉の原子炉補機冷却海水ポンプエリアのドレン逆止弁、浸水防止蓋、貫通部止水処置について、自主対策である旨を記載した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 17	
221222-09	173	PPT56, 57ページ) 審査会合指摘事項No. 8に対する回答について、前回の指摘がどのようなものだったのか、また、文字の羅列ではなく図面で解説する等わかりやすく配慮した資料を心掛けること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	指摘事項回答について、説明文章と合わせた図面及び解説を追加した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 89~95	
221222-10	174	技術的能力1.14で1, 2号炉ディーゼル発電機に期待する記載(号炉間融通)があるので、本件との整合について整理して今後説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	技術的能力1.14(電源の確保)における自主対策設備(号炉間連絡ケーブル等)を用いた1, 2号炉のディーゼル発電機からの給電に対して、指摘事項回答との整合性について整理した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 93	
221222-11	175	1/2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備の方針説明を行う中で、基準適合に向けた審査スケジュールへの影響が出ないのか今後説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	3号炉耐津波設計方針における1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備の説明方針について、説明項目・時期ををフロー図に整理のうえ、現状計画している耐津波設計の審査スケジュール内で対応することの説明を追加した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 4~8	
221222-12	176	PPT15ページ) 1/2号炉放水路側に計画する逆流防止設備は他社に例がないので、成立性について整理し説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	1号及び2号炉流路縮小工及び1号及び2号炉放水路逆流防止設備について、設備設計上の位置づけを明確にし、1号及び2号炉放水路逆流防止設備については先行実績との比較整理により適合性の確認を行った結果を整理した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p. 34~41	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221222-13	177	PPT16ページ) 1/2号炉放水路逆流防止設備のうちフランプゲートは可動式の設備であれば、閉止できなかつた場合に津波防護施設として成立しなくなることから、対応方針を含め基準上の整理を行って説明すること。具体的には、先行審査実績を踏まえて、フランプゲートが閉まらなかつたときの対応（影響）も考慮して検討すること。	R4.12.22	回答済	R5.4.3 ヒアリング	1号及び2号炉放水路逆流防止設備について、先行実績との比較整理した結果と合わせて、設計上の位置付けを整理した。 屋外排水路向け等の先行審査実績を踏まえて、逆流防止設備のフランプゲートの閉機能が喪失する要因を整理し、設計、施工上の配慮を明記した。また、逆流防止設備の機能を維持するため、施設管理、異常の検知性について対応方針について整理した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.34~41 第483回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p.25~28 第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.15）』 p.5条-別添1-添付32-7~11	
221222-14	178	先行実績のある逆流防止設備と泊の1/2号炉取水路流路縮小工及び放水路逆流防止設備との差違を整理すること。その上で、例えば目視が困難な設置場所に設置するなどの泊の特殊性を差違として抽出し、その特殊性を踏まえた津波防護に関する成立性を整理し説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.4.24 ヒアリング	泊の1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備について、異常の検知及び施設管理等先行実績との差異を抽出した上で津波防護対策の成立性を整理した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付31-24~32 p.5条-別添1-添付32-24~30	
221222-15	179	PPT16ページ) 1/2号炉放水路逆流防止設備の扱いについて、津波防護施設なのか浸水防止設備なのか整理し説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.1.12 ヒアリング	1号及び2号炉放水路逆流防止設備について、先行実績との比較整理した結果と合わせて、設計上の位置付けを整理した。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」 p.34 第434回ヒアリング 資料5「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設）」 ■別添1 2.1項 p.5条-別添1-II-2-4等	
221222-16	180	PPT52ページ) 3号炉放水ピットの内空の高さはどのように設定したのか（循環水ポンプの流量変更による影響を考慮した等であれば、今回の変更に影響がないこと）を整理し、その条件に対する悪影響の有無を説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.3.13 ヒアリング	3号炉放水ピットの内空高さについて、3号放水ピットの形状決定経緯をご説明する。また、3号放水ピット内の容積が縮小することにより、既設の系統へ及ぼす影響について整理した結果をご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.10-15 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 全体	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221222-17	181	PPT52ページ) 3号炉放水ピット流路縮小工の設置により放水ピットの水面上昇下降を吸収する「サージ機能」をなくすることより、今までモデル化していなかった循環水配管に対しての考慮も必要か検討し説明すること。 津波防護の観点から循環水ポンプに対する影響有無を確認したうえで、影響がないなら影響がないと判断した理由を説明すること。影響があるなら元のスペックまで確認して影響がないことを説明すること。	R4.12.22	一部説明済		津波来襲時は、原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を確保する目的で、気象庁から発信される大津波警報とともに津波来襲前に循環水ポンプを運転員が手動で停止する手順としているため、循環水ポンプは停止しており、循環水ポンプに対する影響はない。 循環水管を越上する津波の影響については、内郭防護の評価の中で整理し今後ご説明する。具体的には、地震に起因するタービン建屋内の循環水管伸縮継手の破損により、循環水管を越上しタービン建屋へ流れ込んだ津波によるタービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋）への影響を評価する。	第450回ヒアリング 資料7「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.24	2024年2月
221222-18	182	PPT52ページ) 3号炉循環水配管等に対して3号炉放水ピット流路縮小工を設置することに伴う管路解析への影響について、外郭防護及び内郭防護の観点から、整理し説明すること。	R4.12.22	後日回答予定		津波防護の観点から、外郭防護、内郭防護において、3号炉循環水配管等に対して3号炉放水ピット流路縮小工が与える影響を整理し、今後ご説明する。		2024年2月
221222-19	183	PPT51ページ) 図3において、入力津波高さによっては原子炉補機冷却海水放水路に津波が越上し満水状態になると、原子炉補機冷却海水放水路に抵抗が生じることにより、原子炉補機冷却海水系統の流量が低下するなどの影響について説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.7.10 ヒアリング	原子炉補機冷却海水放水路に逆流防止設備を設置することから、入力津波によっては原子炉補機冷却海水放水路に津波が越上する恐れはない。		
221222-20	184	PPT52ページ) 審査会合指摘事項No.7で指摘した内容を踏まえた回答とすること。また、説明に使用する図や文章はわかりやすいものとすること。 具体的には、「既設の施設が本来有する機能を明確にした上で」と指摘しているので、それらを踏まえた回答とすること。CWPやSWPのみならず、3号放水ピットに流入するその他配管等の影響も考えること。	R4.12.22	一部説明済		それぞれの対策に対して、既設の施設の機能に与える悪影響に加えて既設の本来有する機能を追記し、既設の本来有する機能を示す図を追加した。 3号炉放水ピット流路縮小工の設置に伴う既設施設の悪影響（既設の本来有する機能含む）について、循環水系、原子炉補機冷却海水系及びその他温水ピット排水等への影響を網羅的に整理した。津波越上時における既設の施設の機能に与える影響の正式な評価は入力津波が確定後にご説明する。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p.85~88 第450回ヒアリング 資料7「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.14~28 第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.10-15 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 全体	2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
221222-21	185	PPT53ページ) ③原子炉補機冷却海水系統の放水に与える影響について、「・・・水位が上昇するものの、放水ピット内に収まる設計とするため、流路縮小工の設置前後において原子炉補機冷却海水系統の放水に与える影響はない。」としているが、水位が上昇して放水ピット内に収まることでなぜ影響がないのかを説明すること。	R4. 12. 22	後日回答予定		3号炉放水ピット流路縮小工の設置により生じる通常時の放水ピット水位上昇が、原子炉補機冷却海水系統の放水性にどのような影響を与えるかを具体的に示した上で、その影響について評価した結果を今後ご説明する。		2024年2月
221222-22	186	審査会合指摘事項No. 6についても、指摘した内容に則して回答すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 1. 12 ヒアリング	審査会合指摘事項No. 6について、対策の目的、期待する役割をそれぞれ整理し、その内容を踏まえて施設区分及び損傷モードを踏まえた許容限界の考え方を説明する記載とした。	第434回ヒアリング 資料4「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護方針の検討状況及び指摘事項回答）」p. 74~84	
221222-23	187	PPT53ページ) 3号炉放水ピット流路縮小工の立坑や配管など設置しているものについて、位置付けを説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 2. 13 ヒアリング	3号炉放水ピット流路縮小工は、放水ピット内部についてコンクリートにより流路を縮小する構造であり、通常運転時の原子炉補機冷却海水等を放水するための排水路（立坑及び配管）と放水ピット内の空気抜きのためのベント穴を設けており、これらは3号放水ピット流路縮小工の構成部品の位置付けである。	第450回ヒアリング 資料7「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p. 14	—
221222-24	188	3号炉放水ピット流路縮小工を設置する場合に、循環水管等の保守管理への影響についても説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 2. 13 ヒアリング	3号放水ピット流路縮小工設置で既存の経路が塞がれることによる施設管理への影響について、現在実施している施設管理内容と設置後の施設管理方針を整理した結果についてご説明する。	第450回ヒアリング 資料7「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p. 26	—
221222-25	189	3号炉放水ピット流路縮小工を設置することにより通常運転に与える悪影響の有無について検討し、影響があるならば安全解析への影響等についても説明すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	放水ピットが有する機能や既設設備の機能について、循環水系統や原子炉補機冷却海水系統の流量等、既設設備の具体的な内容を示しし、その上で流路縮小工設置による通常点に与える悪影響の有無について整理した。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p. 10-15 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」全体	—
230112-19	190	PPT45ページ) 実用炉規則の保全義務（発電用原子炉施設の性能が維持されるよう保守管理方針を定めること、としている内容）の観点から、1/2号炉の既許可申請書の記載が生きている状況で、1/2号炉に流路縮小工の変更を加えて良いのか否かについて整理が必要。1/2号炉は停止状態を想定することは理解しているが、炉規則の保全義務は停止状態を前提としたものでは無く、新規制への申請プラン（廃炉ではないプラン）への流路縮小工の適用実績も無いので、法的な扱いについて検討のうえ説明すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工、放水路逆流防止設備の設置にあたっては、設置変更許可申請書に1号及び2号炉のプラント状態の前提条件（1号及び2号炉のプラント状態を停止前提とすること、循環水ポンプを停止前提とすること）を記載した上で、1号及び2号炉の維持管理を行う方針であり、設置変更許可への影響等の許認可の扱いを整理した。	第483回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』p. 3~13 第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 15）』 p. 5条-別添1-添付31-11~17 p. 5条-別添1-添付32-12~17	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230112-20	191	PPT45ページ) 「補機冷却海水系に必要な流量は確保する設計とすることから、設置変更許可（既許可）へ影響を与えない」としているが、そのような設計を考慮しなければ影響を与えることとなる。既許可等を変更せずに1/2号炉に流路縮小工のような設計変更を加えることが可能なのか整理して説明すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工、放水路逆流防止設備の設置は、1号及び2号炉の取水機能及び放水機能に影響を与えることから、設置変更許可申請書に1号及び2号炉の取水機能及び放水機能に悪影響を与えない設計とすること等を記載する必要がある。既許可の本文記載事項等を確認し、許認可等への影響を整理した。	第483回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 3～13 第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 15）』 p. 5条-別添1-添付31-11～17 p. 5条-別添1-添付32-12～17	
230112-21	192	PPT44ページ) 補機冷却系の取水性に関して、女川の廃止措置を前提とした設置許可の記載を確認したうえで、泊1/2号炉は新規制基準適合性審査申請中プラントであるため、申請中プラントに対する今回の1/2号炉流路縮小工等の設置許可への影響を検討し、対策の位置付けについて整理して説明すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工の設置は、3号炉の津波防護対策として設置変更許可申請を行うとともに、1号及び2号炉の取水機能に影響を与えることから、設置変更許可申請書に1号及び2号炉の取水機能及び放水機能に悪影響を与えない設計とすること等を記載する必要がある。既許可の本文記載事項等を確認し、許認可等への影響を整理した。	第483回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 3～13	
230112-22	193	PPT94ページ) 今回の説明が3号炉の新規制基準への説明ならば、1/2号炉の既許可への適合及び新規制基準への適合に関する記載についての必要性について検討の上、記載を適正化すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉取水路流路縮小工、放水路逆流防止設備は3号炉の津波防護対策として、1号及び2号炉の取水路及び放水路に設置することから、設置変更許可、工事計画認可等への影響について、3号炉と1号及び2号炉のそれぞれの扱いを整理し、設置変更許可申請書等への記載方針を整理した。	第483回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 3～13	
230112-23	194	PPT34ページ) 1/2号炉取放水路の安全重要度を確認した上で、流路縮小工及び逆流防止設備の安全重要度について説明すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉の取放水路の安全重要度を明確にしたうえで、流路縮小工及び逆流防止設備の安全重要度を整理した。	第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 15）』 p. 5条-別添1-添付31-2 p. 5条-別添1-添付32-2	
230112-26	195	PPT27ページ) 現状方針の工程に関する利点について、規制側の観点から審査工程にメリットがあるのか改めて整理すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 24 ヒアリング	・津波の敷地への流入防止を早期に達成するために、3号炉の新規制基準適合性審査において、1号及び2号炉の取水路内に流路縮小工、1号及び2号炉の放水路内に逆流防止設備を設置する。 ・1号及び2号炉の再稼働にあたっては、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室防水壁等の津波防護対策（共用）を設置した上で、流路縮小工及び逆流防止設備を撤去するが、3号炉の新規制基準適合性審査の内容（3号炉取水ピットスクリーン室防水壁等）を1号及び2号炉の審査に展開し効率的に説明できると考えられることから、必ずしも審査の効率性を阻害するものではないと考える。	第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p. 5	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230112-33	196	PPT30ページ) フラップゲートへの異物等の挟み込みによる閉止の不確かさに関する配慮（点検等）について整理し、説明すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	逆流防止設備が漂流物の影響により想定される機能喪失要因を整理した。検討の結果、逆流防止設備は開閉機能を喪失しないことを確認した。また、逆流防止設備の機能を維持するため、施設管理、異常の検知性について対応方針について整理した。	第483回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 25~28 第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.15）』 p. 5条-別添1-添付32-7~11	
230112-38	197	PPT85ページ) 1号炉及び2号炉取水路流路縮小工並びに1号炉及び2号炉放水路逆流防止設備について、当該施設の設置（流路を縮小する行為）による1, 2号炉の取水・放水機能に与える影響を整理して説明すること。その上で、悪影響が出ないように設計することであれば、それが分かるように記載を適正化すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉の流路縮小工及び逆流防止設備の設置に求められる機能を整理し、取水機能及び放水機能へ影響を与える要因（損失水頭、水位）について整理した。	第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.15）』 p. 5条-別添1-添付31-1, 2, 7, 24, 25 p. 5条-別添1-添付32-1, 2, 6, 7, 23, 24	
230112-39	198	PPT83 ページ) 閉止キャップとフランジをどのように接続しているのか、構造を具体的に整理し説明すること。	R5. 1. 12	後日回答予定				基準津波確定後
230112-41	199	PPT74ページ) 指摘事項No. 6, 7について、審査実績がないことに伴い、早めに指摘をして回答を求めていることを踏まえ、回答時期についても明確にして対応すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	指摘事項No. 6については、第1111回審査会合でご説明した。指摘事項No. 7については、2023年3月に3号炉取水ピットスクリーン室防水壁及び3号炉放水ピット流路縮小工についてご説明し、2023年4月に1号及び2号炉取水路流路縮小工、1号及び2号炉放水路逆流防止設備についてご説明する。		
230112-42	200	PPT98ページ以降) 設置許可申請書本文にも循環水ポンプ等の機能に関する記載があり、それが添付書類八にて設備名含めて記載される。本文五号の記載を今一度確認の上、整理すること。	R5. 1. 12	回答済	R5. 4. 3 ヒアリング	1号及び2号炉の流路縮小工及び逆流防止設備の設置にあたり、影響を与える可能性がある設置許可申請書本文記載事項を抽出し、影響の有無を再整理した。	第483回ヒアリング 資料1-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.15）』 p. 5条-別添1-添付31-12~15 p. 5条-別添1-添付32-12~15	
230112-45	201	まとめ資料 添付5-2ページ) 先行サイトを参考に、管路解析における貝の付着代の設定方法の詳細を整理し、説明すること。	R5. 1. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	点検結果を踏まえ、貝の付着代を10cm考慮している旨記載した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.28）』 ■添付資料5「管路解析の詳細について」 p. 5条-別添1-添付5-3	
230112-48	202	まとめ資料 添付9) 海水ポンプの取水水位に関する水理試験結果において、今回確認した取水可能限界水位で定格流量が確保できることについて、入力津波確定後に改めて説明すること。	R5. 1. 12	後日回答予定		海水ポンプの取水水位に関する水理試験結果において、今回確認した取水可能限界水位で定格流量が確保できることについて、入力津波確定後にご説明する。		2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230123-04	203	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】15ページ) 木造の建物のがれき化について、がれき化しない可能性も踏まえ、取水性の確保及び漂流物衝突荷重などの評価項目に対する保守的な評価に関して、考え方を整理し説明すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】⑤, ID:221108-09 (No. 77) , ID:230123-08 (No. 206) と合わせて後日回答する。		2023年11月
230123-06	204	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】6ページ) 調査期間に関する考え方について、例えば冬季期間における調査（定点撮影）を計画していることなど、方針を整理し説明すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		・冬季期間（道路に降雪・積雪のある期間）においても定点撮影による調査を実施した。（2023. 1. 14～2023. 1. 22） ・冬季期間における調査内容と調査結果を審査資料に反映する。 ・詳細については、後日回答する。		2023年11月
230123-07	205	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】5ページ) 漂流物の影響評価における敷地外の車両の抽出について、調査範囲の設定も含めて体系的に整理し説明すること。 具体的には、泊の特徴である国道を通る車両について、当該車両が調査範囲7kmより外側の施設等を利用する場合も含めた車両の網羅性を整理し、説明すること。 調査範囲の体系的な整理の結果を踏まえ、定点撮影した調査結果（車両）と調査範囲の設定との関係を整理し説明すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		・国道229号線の定点撮影について、漂流物調査範囲（発電所から半径7km）外側の市街地にある施設や積丹半島における交通網を考慮し、泊発電周辺500m範囲内を走行する車両が網羅的に抽出されていることを体系的に示す記載を審査資料に追記する。 ・詳細については、第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】③, ID:221017-04 (No. 61) ID:221017-05 (No. 62) , ID: 21108-14 (No. 82) と合わせ、後日回答する。		2023年11月
230123-08	206	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】15, 16ページ) 木造建物が地山への衝突によりがれき化して漂流する記載について、建物の上物が漂流した後の破損する可能性も想定し、基準津波確定後に評価することがわかる記載を検討すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		第1098審査会合 審議結果【漂流物の影響評価】⑤, ID:230123-04 (No. 203) , ID:230123-08 (No. 206) と合わせて後日回答する。		2023年11月
230123-09	207	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】13ページ) RC造の比重の評価対象について、代表の建物とするならば代表性を示すこと。	R5. 1. 23	後日回答予定		RC造の比重の評価対象については、代表の建物とする。建物の代表性については、基準津波確定後にご説明する。		2023年11月
230123-12	208	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】28ページ) 水理模型実験の模型における、上部コンクリートの扱いについて、上部コンクリートが飛散した場合の移動量に与える影響を含め、考え方を整理して説明すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		水理模型実験の模型における、上部コンクリートの扱いについて、上部コンクリートが飛散した場合の移動量に与える影響を含め、考え方を整理して説明する。		2023年11月
230123-13	209	資料1-2【漂流物の影響評価に係る指摘事項回答】28ページ) 水理模型実験のマウンドについて、揚圧力による底面の浮き上がり効果の観点で、実験における碎石の設定について、説明すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		水理模型実験のマウンドについて、揚圧力による底面の浮き上がり効果の観点で、実験における碎石の設定について、説明する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230123-17	210	ケーソンが移動する可能性を想定することを踏まえ、ケーソンがない場合の入力津波の流向・流速及び漂流物の漂流軌跡の評価について考察すること。	R5. 1. 23	後日回答予定		ケーソンが移動する可能性を想定することを踏まえ、ケーソンがない場合の入力津波の流向・流速及び漂流物の漂流軌跡の評価について、考察結果を説明する。		2024年2月
230123-20	211	資料1-1【漂流物の影響評価】44ページ)直近海域(堀株側)において、定置漁業権範囲と岩礁地帯及び浅瀬を除いた海域を漁船が操業または航行しない根拠を整理して説明すること	R5. 1. 23	後日回答予定		・定置漁業権範囲と岩礁地帯及び浅瀬を除いた海域において、漁船が操業または航行しない根拠を審査資料に追記する。 ・詳細は後日回答する。		2023年11月
230213-03	212	PPT14ページ) 3号炉取水ピットスクリーン室で行う点検方法について、成立性(波及的影響の回避等)について整理し、説明すること。	R5. 2. 13	一部説明済		防水壁設置後の除塵装置の点検方法について、成立性の見通しについて記載した。 詳細については今後ご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について(津波防護対策に係る指摘事項回答)」p. 9	2023年11月
230213-05	213	PPT17ページ) 補機排水及び温水ピット等からの排水について、ベント穴に影響を与える可能性がないか、整理し説明すること。	R5. 2. 13	回答済	R5. 3. 13 ヒアリング	ベント穴についてはベント管を設置する方針とし、原子炉補機冷却海水系統や温水ピット等からの排水が流下しない設計とした。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について(津波防護対策に係る指摘事項回答)」p. 11 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r. 3. 12)』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 p. 5条-別添1-添付33-1~2	-
230213-06	214	PPT17ページ以降) 放水ピットが有する機能・既設設備の機能についてまず具体的な、機能を整理し、その上で必要な放水量等の数値で示した上で、今回の流路縮小工の影響の有無を示し、説明すること。	R5. 2. 13	一部説明済		放水ピットが有する機能や既設設備の機能について、循環水系統や原子炉補機冷却海水系統の流量等、既設設備の具体的な内容を示し、その上で流路縮小工設置の影響有無を整理した。なお、津波来襲時の評価については、入力津波の解析結果を踏まえてご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について(津波防護対策に係る指摘事項回答)」p. 10-15 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r. 3. 12)』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 全体	2024年2月
230213-07	215	PPT17ページ) 耐津波設計としてどういう方針なのか明確にすること。その上で、どのような方針で既設の機能(CWPの機能等)を阻害しないよう流路縮小工の設計をするのか説明すること。	R5. 2. 13	一部説明済		3号炉放水ピットにおける耐津波設計方針について、流路縮小工の目的と役割を説明した上で、既設設備の設計における影響を整理した。なお、津波来襲時の評価については、入力津波の解析結果を踏まえてご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05 r. 3. 12)』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 p. 5条-別添1-添付33-3~14	2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230213-08	216	PPT23ページ) 流路縮小工について、ベント穴の設置目的を一例に、既設設計に与える影響やプラント運用上の必要性等、設計方針を整理し説明すること。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	流路縮小工の設置による既設設計に与える影響について、既設設備の設計方針を整理した。	第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 全体	-
230213-09	217	PPT20ページ) 現状の流路縮小工において、各種設計の不確かさをどの程度考慮しているのか、その不確かさに対して現状設計の裕度がどの程度あるのかを示すこと。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	流路縮小工の設置後における通常水位について、潮位のばらつきを考慮し設定した。	第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 p.5条-別添1-添付33-9～11	-
230213-12	218	PPT28ページ) 放水ピット立坑部の点検方法の変更等（ロボットを用いた点検においてロボットの投入箇所等が変わるなど）、運用の変更も含め、流路縮小工施工前後で変わる点については、施設管理への影響として網羅的に整理し、説明すること。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	流路縮小工設置前後の循環水管の施設管理を記載し、施設管理への影響及び対応方針を整理した。	第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料7「津波防護対策の設備の位置づけ」 p.5条-別添1-添付7-14 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 p.5条-別添1-添付33-17～19	-
230213-13	219	PPT全般) 流路縮小工の施工イメージを示す図面間の整合が取れていないことから、整合させること。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	現状計画している流路縮小工の施工イメージに合わせ、資料に記載する図の修正を行った。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 全般 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 全般	-
230213-14	220	3号炉放水ピット流路縮小工について、許認可手続きの要否について確認したことをまとめ資料にて示すこと。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	3号炉放水ピット流路縮小工設置による許認可手続きの要否をまとめ資料に記載した。	第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 p.5条-別添1-添付33-14～17	-

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230213-15	221	循環水や原子炉補機冷却海水の流量など既知の値から導かれる「既設機能」、開放空間が存在していたことにより点検できていたことができなくなったことなど、「既設の施設の機能」について、流路縮小工を施工することによって影響が生じる事項を網羅的に抽出し確認していることが分かるよう示した上で、流路縮小工の施工前後でどのような影響が出るのか、網羅的に説明すること。	R5. 2. 13	一部 説明済		循環水系統や原子炉補機冷却海水系統の流量、從前実施している施設管理方法等、既設機能を整理し、流路縮小工設置によりこれらの機能に対してどのような影響を与えるかを示し、流路縮小工設置後も既設機能に与える影響がないことを説明する。なお、既設機能への影響のうち、津波来襲時の評価については、入力津波の解析結果を踏まえてご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p. 10-15 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」全般	2024年2月
230213-16	222	PPT20ページ) 流路縮小工の天端レベルを記載するとともに、通常運転時及び（別ページに）津波遇上時の水位を記載すること。	R5. 2. 13	一部 説明済		流路縮小工の天端レベルを記載し、通常運転時の水位を記載した。津波遇上時の評価については、入力津波の解析結果を踏まえ、まとめ資料に記載する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」全般 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」全般	2024年2月
230213-17	223	PPT25ページ) SWPの機能に影響が無い流量が確保されること及び電機建屋内から敷地への溢水の可能性について具体的な評価結果を説明すること。	R5. 2. 13	一部 説明済		流路縮小工設置後の通常時における原子炉補機冷却海水系統の排水機能への影響について、設置後の放水ピット水位が原子炉補機冷却海水放水路下端高さよりも十分に低い高さとなることから、原子炉補機冷却海水ポンプの機能に影響を与せず、電気建屋から敷地への溢水の可能性がない。 津波来襲時の評価については、入力津波の解析結果を踏まえてご説明する。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p. 20 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」p. 5条-別添1-添付33-10	2024年2月
230213-18	224	PPT25ページ) SWPの機能に影響が無い流量が確保されることについて90%の根拠を記載すること。	R5. 2. 13	後日回答予定		ID : 230213-17に記載のとおり、通常時は原子炉補機冷却海水系統の排水機能に与える影響はない。津波来襲時には入力津波の解析結果によつては、一次系放水ピットの水位が上昇し、原子炉補機冷却海水系統の排水機能に影響を与える可能性が考えられ、原子炉補機冷却海水系統の影響評価の判断指標として冷却器等の流量警報値（90%流量）を使用する予定であるが、現時点では入力津波の解析結果が得られていないため、解析結果を踏まえ、必要に応じてご説明する。		2024年2月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230213-19	225	PPT25ページ) 「原子炉補機冷却水冷却器や非常用ディーゼル発電機に必要な最低流量を確保できる設計としている」としているが、対策を講じた後に対しで許認可手続きの影響を検討するのではなく、対策を講じることそのものについて、許認可手続きの要否の観点で説明すること。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	3号炉放水ピット流路縮小工設置による許認可手続きの要否をまとめ資料に記載した。	第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 ■添付資料33「3号炉放水ピット流路縮小工について」 p.5条-別添1-添付33-14～17	-
230213-20	226	資料全般) 審査会合指摘事項への回答（ヒアリング指摘事項の中で審査会合指摘事項に係るものと含む）をパワーポイントで作成すること。それ以外で説明する内容を含めていくとパワーポイントが厚くなる傾向にあることから、それらはまとめ資料に掲載する等、指摘事項回答とそれ以外の説明の識別がしやすいものとすること。	R5.2.13	回答済	R5.3.13 ヒアリング	審査会合指摘事項への回答をパワーポイントに掲載し、審査会合指摘事項への回答に直接関係しないヒアリング指摘事項回答等はまとめ資料に掲載した。	第466回ヒアリング 資料3-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 第466回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.12）』 資料全般	-
230306-03	227	P7) 3号炉取水ピットスクリーン室の脇に作る貯留用のピットについて、防水壁の一部であれば、名称としてわかるようにすること。（管路解析との整合含めて考慮すること）	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構造概要に地下部も含めて防水壁構造（ピット方式）であることを追記した。また、図3において地下部（ピット構造）と明記した。	第470回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.9	-
230306-05	228	P12) 既設機能に対する影響評価について、流入が無い等の評価結果しかなく、既設機能に対する影響についてしっかりと結果を記載すること。	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	既設機能に与える影響への評価について、既設の施設が本来有する機能への影響を明確化した上で評価を記載した。	第470回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.14～15	-
230306-06	229	P23) 「翼開度を調整する」とはどういうことか、あらゆる運転状態を考慮して説明すること。	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	資料2-1においては、「翼開度を増加するよう調整する」と記載を修正し、資料2-2においては、定格熱出力一定運転において翼開度を増加させることがあり、循環水ポンプの設計範囲内で調整可能であることを追記した。	第470回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.25 第470回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.13）』 p.5条-別添1-添付33-13	-
230306-07	230	P13) 3号の循環水系統に対して、影響を与えない設計とすることを示しているが、流路縮小工の設置によって何らかの設備の設置等の対策を講じることについて、許認可上の扱いとして女川の審査実績も踏まえた上で、悪影響を与えない設計とするなどの設計方針について、申請書の本文、添付書類八等への記載要否を検討すること。	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	3号炉放水ピット流路縮小工設置にあたり、設置変更許可申請を行い、設置変更許可申請書の添付書類八において、3号炉の放水機能（原子炉補機冷却海水系統及び循環水系統）に悪影響を及ぼさない設計とすることを記載する。と整理した。	第470回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.13）』 p.5条-別添1-添付33-15	-

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230306-08	231	P15) 循環水配管の施設管理への影響への対応についての外面点検に係るまとめ資料の記載内容等、審査会合における指摘事項の回答内容について網羅性の観点で確認した上で、記載が不足しているものをPPTにも反映すること。	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	循環水管の外面点検の本来の目的を追記した上で、流路縮小工設置による影響及び影響への対応方針について整理した。	第470回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.17	
230306-09	232	P12, 13) 3号炉放水ピット流路縮小工の排水路（立坑、配管）の機能（送水性能（必要口径等）、自由水面）について記載すること。	R5.3.6	後日回答予定		3号炉放水ピット流路縮小工の排水路の機能（送水性能に係わる必要口径等）についてご説明する。		2023年11月
230306-11	233	P25) 循環水管のマンホール及び立坑から敷地への津波の流入について、外郭防護における取放水路からの流入の観点で整理し説明すること。	R5.3.6	後日回答予定		循環水管のマンホール及び立坑から敷地への津波の流入について、入力津波の解析結果を踏まえご説明する。		2024年2月
230306-12	234	P14) 3号炉放水ピット流路縮小工設置後の放水ピット水位4.66mに補機放水が含まれていることを記載すること。	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	流路縮小工設置後の放水ピットの通常水位（T.P. 4.66m）は、循環水系統及び循環水系統以外の放水量から算出した水位であることを追記した。	第470回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.16	
230306-14	235	P10) 津波遡上時の放水ピット内水位の閾値がわかるように（検討中なら検討中）記載すること。	R5.3.6	回答済	R5.3.13 ヒアリング	放水ピット上端開口部及び一次系放水ピット上部開口部の位置における基準津波による水位上昇高さが、敷地T.P. 10.0m以下となるよう設計することを記載した。（詳細は基準津波確定後の管路解析結果を踏まえて設計）	第470回ヒアリング 資料2-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.12	
230306-15	236	全般) 3号炉放水ピット流路縮小工を設置することにより、津波の水圧が設置しない場合に比較して上昇するなどの悪影響について、例えば循環水管等に影響がないこと等も含めて網羅し、説明すること。	R5.3.6	後日回答予定		3号炉放水ピット流路縮小工を設置により、津波の水圧が設置しない場合に比較して上昇することについて、循環水管等への影響を入力津波の解析結果を踏まえご説明する。		2024年2月
230313-20	237	PPT13ページ) 補機放水等の排水機能として必要な最小の配管径及びその径に対する裕度について整理し、説明すること。	R5.3.13	後日回答予定		補機放水等の排水機能として必要な最小の配管径及びその径に対する裕度についてご説明する。		2023年11月
230313-21	238	PPT7ページ) 津波防護バウンダリがどこになるのか（放水ピット、1次系放水ピット、原子炉補機冷却海水放水路を含むのか）整理し、図示すること。	R5.3.13	回答済	R5.7.10 ヒアリング	3号炉放水ピット流路縮小工及び3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備の設置により、津波防護バウンダリについては敷地高さT.P. 10.0m及び3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備となる。そのため、一次系放水ピット及び原子炉補機冷却海水放水路は津波防護バウンダリには含まれない。	第546回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.25）』p.5条-別添1-II-2-22～23	
230403-01	239	審査会合の指摘事項は、指摘の順番に意味がある。指摘事項回答については、できたものからではなく、順番通りに回答すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	審査会合での指摘の順番通り、指摘事項230202-01及び230202-02も含めてご回答する。	第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」p.3～5	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230403-02	240	資料1-2 3ページ) 女川の審査実績を踏まえると、3号機の津波防護施設として、どのような機能を設計方針し、その上で1／2号炉に悪影響を与えない機能をどのように付加させる方針であるかを整理して説明すること。 なお、津波防護設備である1／2号流路縮小工については、安全上重要な設備を防護するための設備であることを踏まえた設計方針（耐震Sクラス）であることを説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	以下の方針とすることを審査資料に反映した。 ・3号炉の津波防護対策（耐震Sクラス）として設計し、1号及び2号炉に悪影響を与えない設計とすることを設置変更許可申請書に記載する。 ・流路縮小工は、津波が敷地へ到達、流入することを防止し、重要な安全機能を有する設備を防護するために必要な設備であるため、耐震Sクラスである津波防護施設として、信頼性を確保した設計とする。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p. 5条-別添1-添付31-2, 16, 52, 53 p. 5条-別添1-添付32-2, 16, 42, 43 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p. 7, 8, 42, 43	
230403-03	241	資料1-2 6ページ) 1／2号炉流路縮小工については、安全上重要な設備を防護するための設備であるための設計方針（耐震Sクラス）を示した上で、動的機器（駆動部）を設けない設計であることを説明すること。 例として、高浜の防潮ゲートは動的機器がついていたので駆動部については、クラス1相当（多重性又は多様性他）という整理をしており、泊の設備の特徴を踏まえ整理すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	流路縮小工は、動的機器である駆動部は設けない設計とすることから静的機器であり、重要安全施設と同等の信頼性は要求されないが、取水路から遡上する津波が敷地へ到達、流入するのを防止し、重要な安全機能を有する設備を防護するために必要な設備であることを踏まえ、耐震Sクラスである津波防護施設として、信頼性を確保した設計とすることを記載した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p. 5条-別添1-添付31-2, 52 p. 5条-別添1-添付32-2, 42 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p. 7, 42	
230403-04	242	資料1-2 11, 12ページ) 先行審査実績（女川2）を踏まえ、1/2号の扱いを記載すべきかどうか検討すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	流路縮小工及び逆流防止設備が、「浸水防護施設」として技術基準に適合するよう設計し、維持すること。1号及び2号炉については、原子炉補機冷却海水ポンプの取水機能及び放水機能に影響がない設計とすることを記載した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p. 5条-別添1-添付31-17, 22, 55 p. 5条-別添1-添付32-17, 22, 45 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p. 8, 45	
230403-05	243	資料1-2 17ページ) 引き波時の対応として、影響がないとした理由が不明確なため、津波時の1/2号の機能維持の観点で自主的な対応について上昇側の記載をしているとの同様、下降側の対応について貯留堰が設置済であることも踏まえて、影響がないことを説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	引き波時には原子炉補機冷却海水ポンプの運転は停止する可能性があるものの、施設運用上許容される範囲内であり、自主対策として貯留堰を設置しており、引き波時の水位低下に対して直ちに原子炉補機冷却海水ポンプの運転に対して影響はない。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p. 5条-別添1-添付31-9, 57 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p. 12	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230403-06	244	資料1-2 16, ページ, 資料1-3 添付31-19) 流路縮小工の口径の上限値及び下限値について、設置許可段階及び設工認で説明する内容を明確にし、説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	流路縮小工の開口径の設計確認値（上限値及び下限値）, 逆流防止設備の開口寸法の設計確認値（下限値）については設置許可段階でご説明し、設工認では設計確認値の設定根拠についてご説明する。	第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 P11 第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-20, 57 p.5条-別添1-添付32-20, 47	
230403-08	245	資料1-2 3ページ) 女川の例（1号で廃止措置の段階の審査でも合わせて説明している）に対して、泊1/2号炉の時にどのような形で申請して審査で説明する方針であるかを回答として記載すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	以下の記載を追記した。 泊1号及び2号炉の新規制基準適合性審査段階では、流路縮小工等は撤去した上で、1号、2号及び3号炉共用の津波防護対策で設置変更許可申請（補正）し、適合性について説明する方針である。そのため、流路縮小工等が1号及び2号炉に悪影響を及ぼさない方針について、泊3号炉の適合性審査の中で津波防護施設としてご説明する。	第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.6	
230403-09	246	資料全般) まとめ資料として、基準適合の判断（まとめ資料としての最終形）を意識して記載すること。具体的には、流路縮小工の下限値・上限値、逆流防止設備の下限値を意識した記載すること。	R5.4.3	一部説明済		流路縮小工の最大開口径（上限値）については、取水ピットスクリーン室の水位が敷地（T.P. 10m）に到達しないよう設定することとし、基準津波が確定後、解析結果を踏まえてご説明する。最小開口径（下限値）については、原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能最低水位（T.P. -4.17m）を下回らないよう設定し、φ 0.430とした。 逆流防止設備の最小開口寸法（下限値）については、放水ピット立坑の原子炉補機冷却海水放水路下端高さを上回らないよう設定し、0.46m×0.46mとした。 以上の内容をまとめ資料に反映した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-20 p.5条-別添1-添付32-20	2024年2月
230403-10	247	資料1-1 10ページ) 表1の「用途」欄の“等”が空調用冷水のみであれば、明確に記載すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	原子炉補機冷却海水ポンプの用途は使用済燃料ピットの冷却、外部電源喪失時のディーゼル発電機の冷却、空調用冷凍機の冷却のみであることから、「等」は削除し、空調用冷凍機の冷却に修正した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-6, 7 p.5条-別添1-添付32-6 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.9	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230403-11	248	資料1-2 5ページ) No.5 女川との海水系統の相違を踏まえて、機能要求が求められる系統が網羅されていることについて説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	原子炉容器へ燃料は装荷されていないプラント停止状態において機能要求がある系統について、泊1号及び2号炉と女川1号炉の海水を取水及び供給する系統を全てあげた上で抽出し、抽出した系統の用途をそれぞれ記載し、泊と女川の海水系の差異を明確化した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付31-51 p.5条-別添1-添付31-41 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.41	
230403-12	249	資料1-2 22ページ) 指摘事項に対して、「フランプゲートのシール面への貝の付着に関する影響を考慮しなくて良い」ということであればその旨をしっかり説明すること。現状の写真と説明から、シール面に貝が付かないということの説明になつていな い。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	以下の理由により、海生生物の付着による逆流防止設備の閉塞の可能性はないことを記載した。 ①至近の定検結果において前回定検時からの新たな貝の付着は確認されていない。 ②水路の断面縮小に伴い逆流防止設備の開口部の流速が増大するため海生生物が付着しにくい環境である。 ③原子炉補機冷却海水系統内に次亜塩素酸ナトリウムを注入しており、海生生物の成長が抑制された水質環境である。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付32-12～13 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.18	
230403-13	250	資料1-2 22ページ) まとめ資料にて貝付着代（10cm）との比較の意味合いを整理し説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	・取水路については、貝付着代10cmの根拠を記載した。 ・放水路側については、ヒアリングコメントNo.249における回答のとおり、海生生物の付着の可能性はないと整理しているため、まとめ資料の当該部の記載を削除した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付31-45 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 P18	
230403-14	251	資料1-2 25ページ) 機能喪失要因を「網羅」して説明することという指摘に対して、まず、機能喪失要因が網羅されていること、すなわち機能喪失要因が漏れていないか（例えは砂の堆積、小さな漂流物等の記載の要否）を説明すること。	R5.4.3	後日回答予定		・今回の説明資料としての説明対象か否かを含めて、耐津波設計方針の全体像を整理し、今後回答する。		2023年11月
230403-15	252	資料1-2 25ページ) 津波によらず、通常時も踏まえ、小さな漂流物が大量に流路縮小工の前に来ることの想定に対する対応を検討すること。	R5.4.3	後日回答予定		・今回の説明資料としての説明対象か否かを含めて、耐津波設計方針の全体像を整理し、今後回答する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230403-16	253	資料1-2 35ページ、資料1-3) 砂堆積等による影響はないとするのであれば、そのエビデンスを示して説明すること。また、逆流防止設備の下流側（フランプゲート側）についても説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	・流路縮小工に対しては、砂の堆積に対して、流路縮小工設置後でも原子炉補機冷却海水ポンプの取水性に悪影響を与えない設計とすることに修正した。 ・逆流防止設備に対しては、砂や小さな漂流物の影響については詳細設計段階で設計する。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付31-9 p.5条-別添1-添付32-34	
230403-17	254	資料1-1、資料1-2) 指摘事項に対して必要な事項を資料化して回答すること。現状、資料1-1には書いてあるが資料1-2に書いてないことがある。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	指摘事項に必要な事項は、指摘事項回答資料に反映した。	第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 全般	
230403-18	255	資料1-1 16ページ以降) ～～説明するとなっているが、今回説明するのか、今後説明するのか、識別すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	設置変更許可段階でご説明する内容について、今回ご説明事項を赤色点線枠、入力津波確定後のご説明事項を緑色点線枠で示した。	第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.11～13	
230403-19	256	資料1-1 20ページ) 1/2号の取水ピットスクリーン室水位計について、通常CWP停止中は隔離されていて、今回の対応として復旧するのであれば、その旨を明確にすること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	取水ピットスクリーン室水位計の警報監視機能については、3号炉再稼働時には活かす運用に変更する旨を記載した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付31-21	
230403-20	257	資料1-1 20ページ) 新たに設置する水位計含め、1/2号炉の設備とするのか、3号炉の設備とするのか、監視場所含めて、適合性を説明する上で、位置づけを整理して説明すること（DB設備とするのか、自主設備とするのか、理由等含む）。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	以下の内容をまとめ資料に反映した。 逆流防止設備の異常な水位上昇は日常的な放水ピット立坑により確認可能であることから、異常の検知は日常点検による検知を基本とする。その上で、1号及び2号炉の自主設置設備として、放水ピット立坑に異常な水位上昇を検知可能な計器を設置し、1号及び2号炉中央制御室に警報を発報することにより、更なる検知性の向上を図る。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付32-21 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.19	
230403-21	258	資料1-1 22, 24ページ) 逆流防止設備の異常の検知について、流路縮小工との構造、点検方法の違い等を踏まえ、フランプゲートが閉まらない状態（摺動部の固着等）に対する考え方を整理して説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	以下の内容をまとめ資料に反映した。 逆流防止設備が仮に開固着した場合、フランプゲートの摺動部に何らかの異物の付着や腐食生成物の発生が考えられ、逆流防止設備近傍の流況に変化が生じていると想定されることから、日常点検で逆流防止設備の摺動部や周囲の流況をカメラ等を用いて確認することにより異常を検知し、異常がある場合は対応を行う。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.16）』 p.5条-別添1-添付32-22 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.19	
230403-22	259	資料1-2 28ページ) 小さな漂流物が挟まることによる逆流防止設備の機能喪失について、泊の特徴を踏まえ、どのような状況で異物を噛み込むと想定し、津波来襲時にはどのような状態となっているのかなどの事象想定を明らかにした上で、説明すること。	R5.4.3	後日回答予定		・今回の説明資料としての説明対象か否かを含めて、耐津波設計方針の全体像を整理し、今後回答する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230403-23	260	資料1-3 添付31-34、添付31-38) 貝が付着した時の影響について、流路縮小工だけでなく逆流防止設備への影響も整理し、説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	ヒアリングコメントNo. 249における回答のとおり、逆流防止設備への海生生物の付着の可能性はないと整理した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付32-12～13 第502回ヒアリング 資料1-1「泊発電所3号炉 耐津波設計方針（津波防護対策に係る指摘事項回答）」 p.18	
230403-24	261	資料1-2 33、34ページ) SWPの必要台数について、号炉当たりに必要となる台数と、流路縮小工設置に伴う影響評価において考慮する取水路1条当たりの運転台数との関係を明らかにした上で、1号及び2号炉それぞれ別個に整理して説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	SWPの必要台数について、号炉当たりに必要となる台数と、流路縮小工設置に伴う影響評価において考慮する取水路1条当たりの運転台数を整理した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-7	
230403-25	262	資料1-3 添付31-25) 管路解析用に用いる流路縮小工設置による抵抗（損失）について、泊は主梁を設置するとしていることを踏まえ、管路解析における急縮・急拡の評価だけで主梁の影響を反映できるのか、妥当性を説明すること。（島根は水理模型実験にて確認している）	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	主梁はスリーブを通る流れを阻害しない位置に配置することから、流体の流れに与える影響は軽微であり、管路解析においては考慮不要と整理した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-33	
230403-26	263	資料1-3 添付31-27) 波力や推力の考慮等、泊の流路縮小工の構造の特徴を踏まえた説明とすること。また、小さな漂流物の影響について説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	・津波荷重の注記として、推力も考慮することを追記した。 ・小さな漂流物の影響については、詳細設計段階で設計することを追記した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-38	
230403-27	264	資料1-3 添付31-36、添付32-30) 流路縮小工、逆流防止設備と取水路の境界に止水処置を施すあるが、ゼロリークを担保するようなものではなく、施工上、間詰するようなものであれば、記載を適正化すること。また、隙間の評価（流入防止）について説明すること。	R5.4.3	回答済	R5.4.24 ヒアリング	流路縮小工、逆流防止設備と水路の境界については、ゼロリークを目指すものではなく、施工上間詰めするためのものであるため、記載を修正した。	第502回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3.16）』 p.5条-別添1-添付31-47, 48 p.5条-別添1-添付32-37, 38	
230403-28	265	資料1-1 15ページ) 流木等、長尺形状の漂流物はパイプスクリーンを抜け、流路縮小工を閉塞することも考えられるので、これらの可能性も含めて丁寧な説明をすること。	R5.4.3	後日回答予定		・今回の説明資料としての説明対象か否かを含めて、耐津波設計方針の全体像を整理し、今後回答する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230424-02	266	<p>今回の説明資料における指摘事項回答が耐津波設計の一部のみであることから、以下の項目に関する耐津波設計方針の全体像が見えず、論点が定まらない。このため以下の項目に関して、今回の説明資料としての説明対象か否かを含めて、図及び表を用いて耐津波設計方針の全体像を整理し、説明すること。</p> <p>▷ 今回の説明対象施設と、屋外排水路逆流防止設備、3号放水ピット流路縮小工、3号炉原子炉補機冷却海水ポンプ等の類似施設との関係性を整理すること。</p> <p>▷ 上記施設の設計方針のうち、以下に示す影響評価について、外郭防護、内郭防護、3号炉の取水・放水機能、1号及び2号炉の取水・放水機能等との関係性を整理すること。</p> <p>✓ 津波に伴う漂流物（パイプスクリーン等による影響、小さな漂流物、流木等長尺の大量の漂流物）</p> <p>✓ 津波に伴う砂移動・堆積</p> <p>✓ 津波によって洗掘された防潮堤前面地盤の土砂が立坑から流入した場合であって、当該土砂が取放水路が閉塞させた場合に発生が想定される敷地内の溢水（本項目は、具体的には3号炉の内郭防護に関連）</p> <p>▷ 上記の機能の関係性の整理に当たっては、通常時及び津波時に対する3号炉としての基準適合の観点（通常時における1号及び2号炉の取水機能及び放水機能の維持含む）を踏まえること。</p>	R5.4.24	回答済	R5.5.15 ヒアリング	<p>3号炉の耐津波設計方針としては、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に基づき、取水路、放水路及び屋外排水路からの津波の流入を防止するため、津波防護対策を講じる。これらの津波防護対策の設計にあたっては、津波防護機能及び取水、放水機能等を考慮する必要がある。</p> <p>以上より、取水及び放水機能等に係る施設（津波防護対策及び原子炉補機冷却海水ポンプ）の設計方針及び津波に伴う漂流物等による影響評価の要否について整理した。</p> <p>また、津波に伴う漂流物等による影響評価の要否については、通常時及び津波時に対する3号炉の基準適合の観点から評価が必要な項目をヒアリングにおけるコメント回答資料（ID：230424-02）にて明確化した。</p>	第515回ヒアリング 資料1-6『ヒアリングにおけるコメント回答資料（ID：230424-02）』	
230424-03	267	PPT3ページ) 1ポツは冒頭で「3号炉の新規制基準適合に向け、～～。1/2号炉として～～。」と明確に述べる構文に適正化すること。	R5.4.24	回答済	R5.5.15 ヒアリング	3号炉の新規制基準適合性審査における方針と、1号及び2号炉の新規制基準適合性審査における方針をそれぞれ明確に記載した。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p.3	
230424-04	268	PPT3ページ) 2ポツの記載内容を明確にすること。	R5.4.24	回答済	R5.5.15 ヒアリング	3号炉の新規制基準適合性審査において、1号及び2号炉の原子炉容器に燃料を装荷しない前提（プラント停止状態を前提）とすること、1号及び2号炉のプラント運転に必要な循環水ポンプの停止も前提とすることを明確にした。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p.3	
230424-05	269	PPT5ページ) 「審査の効率性を阻害することも考えられるため、改めて説明すること。」の指摘について、1,2u防水壁の構造成立性等の説明するためには時間がかかる等、理由を整理して、明確に回答すること。	R5.4.24	回答済	R5.5.15 ヒアリング	3号炉の新規制基準適合性審査において、従来方針は耐震成立性を含めて早期に提示することが困難であることから、流路縮小工及び逆流防止設備を設置することとした旨を記載した。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p.5	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230424-06	270	PPT7ページ) 安全重要度については、平成26年10月7日(第146回)審査会合の審議内容を踏まえた説明をすること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	平成26年10月7日(第146回)審査会合の審議内容を踏まえ、流路縮小工及び逆流防止設備の安全重要度は、以下のとおりとした。 津波が敷地へ到達、流入することを防止し、重要な安全機能を有する設備を防護するために必要な設備であるため、津波防護施設として信頼性を確保した設計とし、先行審査実績でクラス1として設定している外部入力により動作する機構(駆動部)は、設けない設計とする。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について(津波防護対策に係る指摘事項回答)』 p. 7, 39 第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05r. 3. 17)』 p. 5条-別添1-添付31-2, 30, 51 p. 5条-別添1-添付32-2, 30, 42	
230424-08	271	まとめ資料5条-別添1-添付31-17ページ) c. 発電用原子炉施設の維持に関する説明の必要性について検討の上、適正化すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	流路縮小工及び逆流防止設備の設置にあたっては、以下の方針とすることから発電用原子炉施設の維持に関する記載は削除した。 ・設置変更許可申請書に1号及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提とする記載を記載し、1号及び2号炉はプラント停止状態として扱う。 ・また、今回の設置変更許可申請が許可後、速やかに補正を行い、流路縮小工及び逆流防止設備は撤去し、防水壁等の1号、2号及び3号炉共用の津波防護対策について説明する。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について(津波防護対策に係る指摘事項回答)』 p. 8, 42 第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止(DB05r. 3. 17)』 p. 5条-別添1-添付31-20, 21, 54 p. 5条-別添1-添付32-20, 22, 45	
230424-09	272	PPT39ページ) 1/2号炉補正の時期(③)について、先行審査実績も踏まえ、泊発電所として適切か検討の上、説明すること。 今の提示されたスケジュールでは1/2号の申請を取り下げることを前提に整理されているような認識となる。1/2号が申請中ということは「審査の準備ができている」と規制側は受け止めているので、この点をよく確認すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 23 ヒアリング	1号及び2号炉の設置変更許可補正②の時期について、補正の準備ができ次第速やかに申請を行う旨を記載し、工程表にも反映した。	第520回ヒアリング 資料6-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について(津波防護対策に係る指摘事項回答)』 p. 3~7	
230424-11	273	PPT26ページ) 漂流物の影響については、第2波以降の影響も含めて検討するとともに、通常状態、津波来襲時の平面図、断面図等を時系列で示すなどして説明すること。	R5. 4. 24	後日回答予定		基準津波確定後、管路解析の結果を踏まえて、通常状態から津波の第1波、第2波の水位から漂流物の進入可能性を整理し、後日回答する。		2023年11月
230424-12	274	PPT26ページ) 海面を浮遊する漂流物が水中に入り辛い等、漂流物の影響について、工学的な観点で説明すること。	R5. 4. 24	後日回答予定		基準津波確定後、管路解析の結果を踏まえて、通常状態から津波の第1波、第2波の水位から漂流物の進入可能性を整理し、後日回答する。		2023年11月
230424-14	275	コメント回答N0.251(41/43))に関しては、漂流物に加えて砂の堆積を含めて整理し説明すること。	R5. 4. 24	後日回答予定		基準津波確定後、砂や漂流物の影響評価結果を踏まえ、後日回答する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230424-15	276	PPT36ページ) 放水ピット立坑水位が約1.2m上昇することの算出過程について、資料に適切に反映し説明すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	逆流防止設備設置前後の放水ピット立坑水位の値を比較して約1.2m上昇することを明確に記載した。また、算出過程の詳細については、まとめ資料に記載する旨の紐づけをPPT資料に記載した。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』p. 33 第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 17）』p. 5条-別添1-添付32-12, 参考 2	
230424-16	277	まとめ資料5条-別添1-添付31-8, 33ページ) 流路縮小工による急縮・急拡に関する局所損失の値について、島根で実施している実験や文献を踏まえた影響検討を確認した上で、守るべきものの対象（通常時の流量確保であれば流れにくくする値が保守的であり、一方、津波防護の観点であれば流れやすくする値が保守的である等）に応じた設定方法を整理し説明すること。	R5. 4. 24	後日回答予定		流路縮小工による急縮・急拡に関する局所損失の値について設定方法を整理し、今後回答する。		2023年11月
230424-17	278	PPT18ページ) 閉塞のみならず、付着により閉止機能が阻害されること等、津波防護の観点から考慮すべき事項についても記載し、説明すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	異常検知の方法について、通常時の閉塞に加えて、津波防護の観点から考慮すべき事項に関し、開固着による閉止機能の阻害の可能性について検討した結果を記載した。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』p. 19	
230424-19	279	PPT19ページ) 3号の適合性に必要な逆流防止設備の機能は、閉機能であることを踏まえた内容で説明すること。また、どのようなことを想定して、どのような点検をするのか説明すること。現状の記載は、1/2号機の取水性・放水性に関する記載と混在している。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	逆流防止設備の異常の検知性について、3号炉の適合性に必要な機能は閉機能であることから、閉機能を阻害する可能性について検討した結果について記載した。また、まとめ資料の構成について、3号炉の適合性に必要な津波防護として要求される機能と、プラント停止状態における1号及び2号炉の取水機能及び放水機能に求められる機能を分けて整理し、それぞれに対する異常の検知性を記載するよう適正化を行った。	第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 17）』p. 5条-別添1-添付32-8, 13	
230424-20	280	PPT19ページ) 開固着に関しても施設管理の中の日常的な点検の位置付け、異常検知の可否、検知した際の対応等について整理して説明すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	逆流防止設備の開固着については、至近の海生生物の付着状況やフラップゲートの稼働環境を考慮し開固着の可能性は低いと評価した。その上で、定期的にカメラによりフラップゲートの摺動部を確認し、フラップゲートの軸が固着していないことを確認することを記載した。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』p. 21 第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 17）』p. 5条-別添1-添付32-8	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230424-21	281	PPT19, 26ページ) 開固着が想定されるならば、日常点検としてどのように確認できるのか説明すること。また、日常検査で確認しきれないのであれば、開固着を想定しないロジックを明確にすること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	No. 280 (ID : 230424-20) の回答概要に記載のとおり、逆流防止設備の開固着の可能性が低いと評価した。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 21 第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 17）』 p. 5条-別添1-添付32-8	
230424-26	282	まとめ資料添付7-9ページ) 1号及び2号炉取水路の耐震重要度が耐震Sクラスであるか確認の上、説明すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	3号炉の新規制基準適合性審査において、1号及び2号炉の取水路は耐震Sクラス（防潮堤及び流路縮小工）の間接支持構造物として設計する。なお、1号及び2号炉建設時においては、耐震Cクラスであるが、基準地震動に対する耐震性を確保している。	第515回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 17）』 p. 5条-別添1-添付7-9 p. 5条-別添1-添付31-5	
230424-29	283	資料1-3) 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表のNo.8について、3/30の審査会合で一部回答済みであることが記載されていないが、審査会合における指摘事項のうち、一部回答済みとして実施した内容、今後回答予定とするもの等を明示することにより、回答状況がわかるようにすること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 23 ヒアリング	審査会合における指摘事項に対する回答一覧表のNo. 8 (ID : 220929-07) について、3/30の審査会合で一部回答済みとして実施した内容、今後回答予定の内容について明確にした。	第520回ヒアリング 資料6-1『泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））』	
230424-30	284	PPT39, 40ページ) cの3号機の設置変更許可申請②について、1/2号炉とは別申請とするのか、先行審査実績を踏まて、説明すること。	R5. 4. 24	回答済	R5. 5. 15 ヒアリング	設置変更許可補正②は、1, 2号炉に設置した流路縮小工等の撤去に関する3号炉記載変更を含むものとした。	第515回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 36	
230515-03	285	資料1-1 29ページ) 津波来襲時の機能喪失等を想定しても、津波吸収後に1/2号炉原子炉補機冷却海水ポンプの運転を再開することが可能か、1/2号炉が未適合炉であることも踏まえて記載の妥当性を確認し説明すること。	R5. 5. 15	回答済	R5. 5. 23 ヒアリング	津波来襲時においては、1号及び2号炉原子炉補機冷却海水ポンプの運転には期待しないことから、保安規定第17条の2（電源機能等喪失時の体制の整備）に基づく代替手段（送水ポンプ車等）により使用済燃料ピットの冷却が可能である旨を記載した。	第520回ヒアリング 資料6-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 31 第520回ヒアリング 資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 20）』 p. 5条-別添1-添付31-11	
230515-05	286	資料1-2 5 条-別添1-添付31-15ページ) 1/2号炉流路縮小工の施設管理について、浸水防護の観点、適用する点検計画も含め(Sd程度の)地震時発生後に流路縮小工の点検を実施することの必要性について整理し、説明すること。また、点検時に3号炉を停止する必要があるか含めて説明すること。	R5. 5. 15	後日回答予定		1号及び2号炉取水路流路縮小工の施設管理について、Sd程度の地震発生後の点検について整理し、点検時に3号炉を停止する必要があるか含めて今後回答する。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230515-24	287	資料1-1 36, 37ページ) 参考資料とした工程表について、審査会合指摘事項への回答であることを踏まえ、位置付けを整理して説明すること。	R5. 5. 15	回答済	R5. 5. 22 ヒアリング	審査会合指摘事項への回答であることを踏まえ、工程表は参考資料ではなく本文扱いとした。	第520回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 5~6	
230522-04	288	資料2-2 19, 20ページ) 1/2号炉放水路に設置する逆流防止設備の閉塞を仮定した場合の評価について、現状の水位→逆流防止設備設置後の水位→図12の状況（定常状態）の水位となる際の文章について、時間的な変化も含めてその過程が分かるよう記載を適正化し、説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 5. 23 ヒアリング	1号及び2号炉放水路に設置する逆流防止設備の閉塞を仮定した場合の評価について、逆流防止設備の異常の検知までの放水ピット水位上昇プロセスを表で整理し、文章についても修正した。	第520回ヒアリング 資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 20）』 p. 5条-別添1-添付32-19, 20, 21	
230522-07	289	資料2-1 31ページ) 「技術的能力1.0の適合性を示す資料で説明しているとおり」としている可搬型大型送水ポンプ車による代替手段について、説明の対象とする号炉の観点から位置付けを改めて確認し、説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 5. 23 ヒアリング	1号及び2号炉の使用済燃料ピットの冷却については、保安規定第17条の2（電源機能等喪失時の体制の整備）に基づく代替手段（送水ポンプ車等）により行うことから、その旨記載を修正した。	第520回ヒアリング 資料6-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 31 第520回ヒアリング 資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 20）』 p. 5条-別添1-添付32-11	
230522-13	290	資料1-2 通し135, 136ページ) 地盤変状範囲を港湾内に限定した根拠について、記載を充実させ、説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	敷地前面海底地盤の地盤変状範囲は、専用港湾内を対象に設定し、水位又は流向・流速の大きな変化が認められ、さらに港湾外にも沈下範囲を拡大すると影響が拡大されることが想定される場合は、その影響確認を実施する方針に見直した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 25 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-158	
230522-19	291	資料1-1 11ページ) 6条の説明の中で玉川および茶津川から専用の導管で取水していることについて、津波の流入経路として抽出し、設備概要及び津波対策について説明すること。また、他にも流入経路が無いか網羅的に確認すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 6. 26 ヒアリング	玉川および茶津川から取水している原水移送管は21mの高所に設置されるアクセスルートトンネル内を経由するため配管頂部が防潮堤よりも高所にあり、配管自体は地中埋設されるため敷地地上部に繋がる開口はないことから、津波が流入することはないと旨記載した。また、この他にも流入経路の追加がないことを確認した。	第544回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 24）』 p. 5条-別添1-II-2-13~14, 30~31	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230522-20	292	資料1-1 17ページ) 入力津波設定の影響因子として設定したものについて、因子の組合せ等について考え方を整理し、今後説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 6. 12 ヒアリング	個々の地形変化毎に入力津波への影響を確認した上で、入力津波の影響因子として設定したものに対して、組合せを考慮する方針を説明する。	第532回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答）』p. 16 第532回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 22）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」p. 5条-別添1-添付3-58, 59	
230522-31	293	資料1-2 156ページ) 津波評価の陸上地滑りの検討対象を堀株側に限定していることの理由が分かるよう記載を適正化すること。また、6条の検討結果に加え5条としての考え方を整理し、説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 6. 12 ヒアリング	5条としては入力津波への影響検討の観点で陸上地滑りの対象を選定する。 ・入力津波への影響検討は、第6条における審査を踏まえ、当社評価の斜面である地滑り地形①（堀株側）を対象とする。 ・地滑り地形②・③については当社評価の地滑り地形ではないが、基準地震動Ssによる崩壊が認められる場合は、入力津波への影響検討の対象とする。	第532回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 22）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」p. 5条-別添1-添付3-101	
230522-36	294	資料1-2 199ページ) 衝突防止工の鋼管間隙(1m)を通過した鋭利な漂流物が貯留堰の止水ジョイントを損傷する可能性について検討し、説明すること。	R5. 5. 22	後日回答予定		衝突防止工の鋼管間隙(1m)を通過する鋭利な漂流物を整理し、貯留堰の止水ジョイントを損傷する可能性について検討し、説明する。		2023年11月
230522-38	295	資料1-2 213ページ) 衝突防止工について、解釈別記3およびガイドの記載を踏まえ、先行実績含め確認の上、その位置付けについて整理し、説明すること。	R5. 5. 22	後日回答予定		衝突防止工について、解釈別記3および各ガイドの記載を踏まえ、先行実績含め確認の上、その位置付けについて整理し、説明する。		2023年11月
230522-40	296	資料1-2 13, 34ページ) 入力津波の設定位置について、1/2号放水路の逆流防止設備等の評価に水位設定が必要か確認の上、資料に反映すること。また、9ページの津波水位の設定位置と管路解析との関係も含めて説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 6. 12 ヒアリング	表1.4-2(2)の評価項目において、1号及び2号炉放水路逆流防止設備等の設備名称を適正化し、図1.4-2、図1.6-1にも入力津波設定位置を反映した。また、津波水位の設定位置と管路解析の関係性を、図1.4-2の注釈に付した。	第532回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 22）』 ■1.5「水位変動・地殻変動の考慮」p. 5条-別添1-II-1-36, 37	
230522-42	297	資料1-2 178ページ) 消波ブロック及び中割石等の解析用物性値について、先行審査実績との差分を示した上で、泊でも同様の評価が実施できることを説明すること。 また、消波ブロック等の配置がわかるよう断面図を付けること。	R5. 5. 22	後日回答予定		消波ブロック及び中割石等の解析用物性値について、今後、先行審査実績との差分を示した上で、泊でも同様の評価が実施できることを説明する。また、消波ブロック等の配置がわかるよう断面図を付ける。		2023年11月

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230522-43	298	資料1-2 20ページ、184ページ以降) 用いる潮位データについて、評価毎にどのような期間を設定しているのかがわかるよう図などを用いて説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 6. 12 ヒアリング	潮位データについて、評価毎の使用期間がわかる図を用いて説明する。	第532回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 22）』 ■添付資料6「入力津波に用いる潮位条件について」 p. 5条-別添1-添付6-12, 14	
230522-45	299	資料1-2 190ページ) 泊発電所と岩内港との潮位観測記録の差が0.01mとなったことについて、「有意な差はない」と評価する理由について説明すること。	R5. 5. 22	回答済	R5. 6. 12 ヒアリング	泊発電所と岩内港との潮位観測記録の差が0.01mとなったことを踏まえ、観測地点の潮位差である0.01mを入力津波高さに考慮する方針を説明する。	第532回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 22）』 ■1. 5「水位変動・地殻変動の考慮」 p. 5条-別添1-II-1-49, 50 ■1. 6「設計又は評価に用いる入力津波」 p. 5条-別添1-II-1-56 ■添付資料6「入力津波に用いる潮位条件について」 p. 5条-別添1-添付6-12, 13	
230612-01	300	資料1-1 2ページ) 例えば「～これらの要因が入力津波の評価に与える影響を検討した上で、入力津波の評価の妥当性を説明すること。」等とした指摘事項に対して、現状の回答概要では考え方が示されているだけであるため、これらの指摘事項に対応した資料（具体的な評価条件や保守的な評価条件の設定等による入力津波の評価の妥当性の説明性）に見直し、説明すること。	R5. 6. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	具体的な評価条件や保守的な評価条件の設定等により入力津波の評価の妥当性を説明し、指摘事項に対応した資料に見直した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 19～33, 40～53 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■1. 6「設計又は評価に用いる入力津波」 p. 5条-別添1-II-1-70～87 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」 全般	
230612-02	301	資料1-1, 1-2全般) 資料1-2(まとめ資料)と資料1-1(回答パワーポイント)の記載内容の関連性が乏しい(まとめ資料で詳述した説明のエッセンスがパワーポイントに集約されていない)。 議論すべき事項を資料1-1に網羅的に掲載し資料として適正化した上で説明すること。	R5. 6. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	地形変化の考え方等のエッセンスを回答パワーポイントに集約し、記載を適正化した。 議論すべき事項を回答パワーポイントに網羅的に掲載し資料として適正化した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 19～33	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230612-03	302	資料1-1 21ページ) 初期地形、影響評価、補強のそれぞれについて、最終的に入力津波評価の条件としてどのように見込むのかが分かる資料を作成し、説明すること。	R5. 6. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	初期地形、影響評価、補強のそれぞれについて最終的に入力津波評価の条件としてどのように見込むのかが分かるよう整理した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 30, 33 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」p. 5条-別添1-添付3-168～172	
230612-23	303	資料1-1 19ページ) 定性的評価から定量的評価に移行する際の条件設定等を追記し、入力津波設定の方針の説明として充実し、説明すること。	R5. 6. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	定性的評価により、入力津波評価に影響しうる地形変化を抽出し、抽出した各地形変化に対しどのような地形条件を設定するか定量的評価方針を記載した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 20～25 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」p. 5条-別添1-添付3-61, 110～120, 126～147, 154～160, 164, 357～360, 392～395	
230612-25	304	資料1-2 別添1 添付3 77ページ) 図54において、沈下量が一定ではないことを踏まえて、現状の3.5mの沈下の評価だけで良いのか検討し、その他の条件による評価結果等を示すなどして、現状の評価内容の妥当性を説明すること。	R5. 6. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	局所的な最大沈下量を参考に設定した5m沈下のケースについても評価を実施し、3.5m沈下と5m沈下で厳しいケースを影響要因として設定する方針とした。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 25 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」p. 5条-別添1-添付3-143	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230612-34	305	資料1-2 別添1 添付3 61ページ) 敷地の沈下を考慮する理由の一つとして、茶津入構トンネル前面の津波水位への影響を挙げているのに対し、沈下想定範囲（78ページ）においては、茶津側の敷地を除外し、沈下しないとしていることについて、その根拠を説明すること。	R5. 6. 12	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	茶津入構トンネル前面エリアについても沈下が想定されることから、敷地地盤と合わせて沈下想定範囲とした。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 25 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の海上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-143	
230619-03	306	資料1-2 9ページ) 水理模型実験の目的を明確にしたうえで、水位（波高）、流速、波形時刻歴等の実験条件について説明すること。また、移動量は津波の継続時間が影響することも踏まえ、実験条件が現時点で想定する基準津波をどのように模擬できているかを含め整理し説明すること。	R5. 6. 19	後日回答予定		水理模型実験の目的を明確にしたうえで、水位（波高）、流速、波形時刻歴等の実験条件について説明する。また、移動量は津波の継続時間が影響することも踏まえ、実験条件が現時点で想定する基準津波をどのように模擬できているかを含め整理し説明する。		2023年11月
230619-04	307	資料1-2 17ページ) 波高、流速、繰り返し回数等の津波の特性を踏まえ、それらが及ぼす影響等の因子を抽出した上で考察を加え、実験目的に応じた実験条件の設定およびその根拠を説明すること。	R5. 6. 19	後日回答予定		波高、流速、繰り返し回数等の津波の特性を踏まえ、それらが及ぼす影響等の因子を抽出した上で考察を加え、実験目的に応じた実験条件の設定およびその根拠を説明する。		2023年11月
230619-10	308	資料1-2 15ページ) ケース3において、実験結果（移動量）がばらつく理由を考察し、資料に反映した上で説明すること。	R5. 6. 19	後日回答予定		ケース3において、実験結果（移動量）がばらつく理由を考察し、資料に反映した上で説明する。		2023年11月
230619-17	309	資料1-2 18ページ) 堤内外水位差17mをクライテリアとしているが、滑動安全率が1.0であることから、保守性について追記した上でそのクライテリアを17mとすることの妥当性について説明すること。	R5. 6. 19	後日回答予定		堤内外水位差17mをクライテリアとしているが、滑動安全率が1.0であることから、保守性について追記した上でそのクライテリアを17mとすることの妥当性について説明する。		2023年11月
230626-35	310	資料3-1 3ページ) 今回の方針変更により、津波のバウンダリを3号放水ピットまでにしたことを明確にすること。また、注記の必要性・記載内容について審査の手戻りの観点も含め適正化し、説明すること。	R5. 6. 26	回答済	R5. 7. 10 ヒアリング	今回の方針変更（3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備を浸水防止設備として追加で設置）により、津波のバウンダリを3号放水ピットにしたこと説明する。 また、入力津波について並行して審査中であるため入力津波高さ未決定であるものの、上記方針を変更することはないことを説明する。	第546回ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）』 p. 3	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230626-37	311	資料3-1 4ページ) 津波防護バウンダリの整理の内容を踏まえ、逆流防止設備動作時の補機排水の扱いを明確にして説明すること。(コメントリストNo. 183 (ID : 221222-19) と同様)(外郭防護か内郭防護かの扱いも踏まえて資料に反映し、説明すること)	R5. 6. 26	後日回答予定		津波来襲時に逆流防止設備のフランプゲートが閉止し、原子炉補機冷却海水系が一時的に隔離されるが、放水できなくなった海水が一次系放水ピット上部開口部から敷地に溢水する可能性及び影響については、内郭防護で説明する。評価結果については入力津波確定後に説明する。		2024年2月
230626-40	312	資料3-2 5条-別添1-II-2-22~23ページ) マンホール保護管について設備の位置付け(津波防護設備となるか等)を説明すること。	R5. 6. 26	後日回答予定		マンホール保護管の設備の位置付けについて、今後ご説明する。		2023年11月
230626-44	313	資料3-2 5条-別添1-II-2-30~31ページ) 原水移送配管の安全重要度、耐震クラス、設備の目的について明確にした上で、津波防護対象が説明すること。	R5. 6. 26	後日回答予定		原水移送配管の安全重要度、耐震クラス、設備の目的について明確にした上で、津波防護対象が説明する。		2023年11月
230626-54	314	資料3-2 5条-別添1-II-2-16) 海水取水ポンプ及び循環水ポンプの床面に関して、津波防護上の要求や評価の方針について説明すること。	R5. 6. 26	後日回答予定		海水取水ポンプ及び循環水ポンプの床面に関して、津波防護上の要求や評価の方針について説明する。		2023年11月
230626-56	315	5条-別添1-II-2-30, 34ページ) 中継ポンプ室で原水移送管が破断した場合においても敷地内に津波が流入しないことを確認の上、説明すること。	R5. 6. 26	後日回答予定		中継ポンプ室で原水移送管が破断した場合においても敷地内に津波が流入しないことを確認の上、説明する。		2023年11月
230710-04	316	資料1-1 3ページ) 津波襲来時の補機排水を内郭防護として位置付けて説明することが妥当か、先行事例や評価結果も踏まえて整理し、今後入力津波決定後に説明すること。	R5. 7. 10	後日回答予定				
230710-07	317	全般) 放水系からの津波の週上に関する評価において、放水系設備の耐震性を踏まえたシナリオがどのような整理になっているのか、検討の上、説明すること。	R5. 7. 10	後日回答予定				
230710-10	318	資料1-2 5条-別添1-添付38-2ページ) 放水設備の週上シナリオを踏まえて、1次系放水ピットから放水路までの耐震クラスについてもまとめ資料で整理し、説明すること。	R5. 7. 10	後日回答予定				
230713-06	319	資料3-2 5条-別添1-II-2-111) 3号炉放水口モニタリング建屋、残留塩素建屋、モニタリング局舎の耐震Cクラスについて、地震・津波により破損した場合に建屋のガラ等が取水口に到達する可能性を、論文や過去の実験等確認の上記載内容を検討し、説明すること。	R5. 7. 13	後日回答予定				

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230719 -13	320	資料1-2 533 ページ) 貯留堰の継手部に関し、山形鋼とモルタルによる構造が「強固な構造」と言えるのか、根拠（「高強度モルタル」の具体的仕様等、エビデンス（実験結果等））を示した上で説明すること。 【第554回ヒアリング 第4条 地震による損傷の防止（水平2方向及び鉛直方向の地震力の適切な組合せに関する検討）について】	R5. 7. 19	後日回答予定				
230807 -01	321	資料1-1 全般) 入力津波の評価ケースを絞り込むのであれば、審査ガイドの記載（荷重に対する影響因子を踏まえ、設計荷重として最も厳しいものを選択する）を踏まえて検討・整理し、絞り込みの考え方及び判断基準を説明すること。	R5. 8. 7	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	影響要因の選定及び入力津波の評価とともに基準津波(候補)の全ケースを対象に解析を実施する。 また、流速については基準津波に加え、最大流速に着目した追加ケースを検討対象とする。 その中で水位(上昇側)・保守性を考慮した時間(下降側)・流速の最大値に基づき入力津波を設定する。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 19～33, 40～53 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r. 3. 28)』 ■1.6 「設計又は評価に用いる入力津波」 p. 5条-別添1-II-1-70～87 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」全般	
230807 -06	322	資料1-1 全般) 入力津波の検討においては、最も厳しい設計荷重を選定するためのフローを作成し、考え方及び判断基準を整理した上で、改めて説明すること。	R5. 8. 7	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	最も厳しい設計荷重を選定するためのフローを作成し、入力津波の考え方及び判断基準を整理した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p. 19～33, 40～53 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r. 3. 28)』 ■1.4 「入力津波の設定」 p. 5条-別添1-II-1-35～49 ■1.6 「設計又は評価に用いる入力津波」 p. 5条-別添1-II-1-70～87	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230807-10	323	資料1-1 14ページ) 評価フローの作成においては、水位に着目したスクリーニングのみならず、水位（津波高さ）以外の評価因子（流向・流速等）についても、保守的となるよう考慮したものとすること。	R5. 8. 7	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	評価フローは、津波高さ以外の観点についても保守的となるよう考慮したものとした。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 40~53 (R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■1.4「入力津波の設定」 p. 5条-別添1-II-1-35~49 ■1.6「設計又は評価に用いる入力津波」 p. 5条-別添1-II-1-70~87	
230807-20	324	資料1-1 9ページ) 3号放水ピットの評価において、放水ピット位置における評価のパラスタではなく、放水口前面位置での評価のパラスタで代表できることを説明すること。	R5. 8. 7	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	取放水口前面位置の波形を載せ、地形変化の有無による波形に差が無いことを示すことで管路内の評価においても代表できることを記載した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 28）』 ■1.4「入力津波の設定」 p. 5条-別添1-II-1-35~49 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」 p. 5条-別添1-添付3-174~317, 364~391, 399~426	
230928-01	325	資料1-1 32ページ) 津波による施設評価の設計条件となる流速に関して、最大ケース（例えば波源Kの敷地全面海底地盤（海域）2.0m沈下）が抽出できる考え方になるよう再整理し、説明すること。	R5. 9. 28	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	最大流速の最大値が認められる地形変化を影響要因として選定する方針に見直した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 28	
230928-02	326	資料1-1 30ページ) 津波による施設評価の設計条件となる津波高さに関して、評価項目毎に最大ケース（例えば、1, 2号取水口の波源E 地滑り地形①）が抽出できる考え方になるよう再整理し、説明すること。	R5. 9. 28	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	水位変動量が大きく増加する地形変化に加え、各評価項目において最大値が認められる地形変化についても影響要因として選定する方針に見直した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 26	
230928-03	327	資料1-1 30, 32ページ) 防潮堤等の地上の施設において津波高さと流速の組合せ評価を行う際はそれぞれの最大値を用いることについて資料で明示し、他の因子による影響も考慮した上で当該評価の方針を説明すること。	R5. 9. 28	後日回答予定		防潮堤等の地上の施設において津波高さと流速の組合せ評価を行う際はそれぞれの最大値を用いることについて資料で明示し、他の因子による影響も考慮した上で当該評価の方針を今後ご説明する。		
230928-04	328	資料1-1 60ページ) 津波荷重に関して、水位のみでなく流速など（他にも津波波形などが考えられる）の影響についても検討対象として追記すること。	R5. 9. 28	回答済	R4. 10. 12 ヒアリング	津波荷重に関して、水位のみでなく流速などの影響についても検討対象とすることから、「津波荷重（水位・流速）」に記載を適正化した。	(R5. 10. 12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p. 51	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230928-05	329	資料1-1 30ページ) 流速の変動量が大きい波源についてなぜ変動量が大きくなっているか考察し、説明すること。 検討結果については数値の表のみではなく、波源の特徴を整理したうえで、水位が変動する理由に関する考察について、図面による解説を用いるなどして説明すること（まとめ資料に整理すること）。また、検討結果に対する考察については流速だけではなく、水位上昇側及び水位下降側についても同様に考察し、説明すること。	R5.9.28	回答済	R4.10.12 ヒアリング	流速の変動量がなぜ変動量が波源ごとに異なるかを考察した。 また波源の特徴を整理したうえで、水位が変動する理由に関する考察について、図面による解説を用いてまとめ資料に整理した。	(R5.10.12) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』 p.31, 32 (R5.10.12) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.28）』 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の週上・浸水域について」 p.5条-別添1-添付3-435～458	
230928-13	330	資料1-1 25ページ) 海域の洗堀について、影響を整理し説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		海域の洗掘について、影響を整理し今後ご説明する。		
230928-16	331	資料1-2 5条-別添1-添付3-116, 118) 地滑り地形③について、崩壊範囲を図に示すこと。現状の崩壊範囲とするのであれば、岩盤等の地質の状況を示した上で、岩盤が崩壊しないことを示し、説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		地滑り地形③について、岩盤等の地質の状況を示した上で、岩盤が崩壊しないことを今後ご説明する。		
230928-18	332	資料1-1 42ページ、資料5 条-別添1-添付5-4ページ) 補機放水が連続で流れている状況での津波の週上状態について、解析結果を踏まえて説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		補機放水が連続で流れている状況での津波の週上状態について、解析結果を踏まえて今後ご説明する。		
230928-22	333	資料1-2 5条-別添1-II-1-37ページ) 大津波警報発令時に循環水ポンプを停止する運用に関して、津波が襲来するまでの時間が短いことを踏まえ、ポンプ停止に要する時間を整理の上、水位上昇側の津波に対する管路解析の条件に対する影響及び水位下降側の津波に対する貯留量への影響について、ポンプ停止に要する時間の余裕の必要性を含めて整理し、説明すること。	R5.9.28	後日回答予定				
230928-23	334	資料1-2 5条-別添1-添付3-423ページ) 中割石の物性値に「FLIP 研究会検討結果(事例編)」を適用することの妥当性について、先行プラントの審査実績も踏まえた上で説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		中割石の物性値に「FLIP 研究会検討結果(事例編)」を適用することの妥当性について、先行プラントの審査実績も踏まえた上で今後ご説明する。		
230928-24	335	資料1-2 5条-別添1-II-1-32) 8m/sを超える場合にコンクリート舗装であれば洗堀しないとする理由を説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		8m/sを超える場合にコンクリート舗装であれば洗堀しないとする理由を今後ご説明する。		
230928-26	336	資料1-2 5条-別添1-II-1-60ページ) 余効変動の扱いについて、余効変動が完全に収束しているのではなく継続している状況及び当該状況に類似した先行実績を踏まえて整理し、説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		余効変動の扱いについて、余効変動が完全に収束しているのではなく継続している状況及び当該状況に類似した先行実績を踏まえて整理し、今後ご説明する。		

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230928-27	337	資料1-2 5 条-別添1-添付3-143ページ) 側方流動による水平方向の変位4mに対して格子間隔5mより小さいことから遡上解析に与える影響が軽微としている理由について、その結論に至った根拠を整理し、説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		側方流動による水平方向の変位4mに対する遡上解析に与える影響について整理し、今後ご説明する。		
230928-28	338	資料1-1全般) 地震により敷地前面の砂地盤が液状化したことにより浮遊した砂層を巻き込んだ津波海水は比重が海水より増加する可能性を踏まえ、津波波圧の観点から防潮堤に与える影響を整理した上で、評価方針について説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		地震により敷地前面の砂地盤が液状化したことにより浮遊した砂層を巻き込んだ津波海水は比重が海水より増加する可能性を踏まえ、津波波圧の観点から防潮堤に与える影響を整理した上で、評価方針について今後ご説明する。		
230928-29	339	資料1-2 5 条-別添1-添付3-161ページ) 敷地前面の海底が2m沈下した際、貯留堰の構造健全性について説明すること。 ⇒図面を提示し説明する。	R5.9.28	後日回答予定		敷地前面の海底が2m沈下した際、貯留堰の構造健全性について今後ご説明する。		
230928-30	340	巻き上げた砂がSWP機能に与える影響について説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		巻き上げた砂がSWP機能に与える影響について今後ご説明する。		
230928-42	341	資料1-1 12ページ) 離岸堤・突堤を「透過性」と記載した根拠を説明すること。	R5.9.28	後日回答予定		離岸堤・突堤を「透過性」と記載した根拠を今後ご説明する。		
231012-05	342	資料1-1 47ページ) 管路解析のケース数の設定の考え方について、説明ロジックを整理の上、改めて説明すること。また、考え方方が明確になるよう19ページのフローにも反映すること。	R5.10.12	本日回答		入力津波の影響要因は最大値が認められる地形変化を選定する方針に見直し、管路解析については影響要因として選定した地形変化、管路状態（貝代・スクリーン）のすべての組合せを考慮する方針とした。 また、影響要因選定の考え方方が明確になるよう19ページのフローにも反映した。	資料2-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（入力津波の設定に係る指摘事項回答及び入力津波の評価条件について）』p.19~34, 41~54 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r. 3.29)』 ■1.6「設計又は評価に用いる入力津波」p.5条-別添1-II-1-70~87 ■添付資料3「基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域について」全般	
231012-08	343	資料1-1 4, 26ページ) 入力津波の評価において、防潮堤前面等の評価位置設定の考え方を説明すること。	R5.10.12	後日回答予定		入力津波の評価において、防潮堤前面等の評価位置設定の考え方を整理し、今後ご説明する。		
231012-28	344	資料1-2 5 条-別添1-II-1-78ページ) 放水口と放水池に入力する波源について沈下の影響も含めて考察し、説明すること。	R5.10.12	後日回答予定		放水口と放水池に入力する波源について沈下の影響も含めて考察し、今後ご説明する。		
231012-37	345	コメントNo.341) 消波ブロックを透過性があるとすることに關し、エビデンスを用いて説明すること。実質的に透過することが実現象として安全側の配慮となっているのかも含めてモデル化の妥当性について説明すること。	R5.10.12	後日回答予定		消波ブロックの透過性に関し、実現象として安全側の配慮となっているかを含めて、モデル化の妥当性について今後ご説明する。		

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。